

令和2年度版

米子市の環境

(令和元年度実績)

令和2年12月

米子市

写真：国指定史跡 上淀廃寺跡に咲くヒガンバナ

目次

1	はじめに	1
2	米子市の環境トピックス（平成31年4月～令和2年3月）	1
3	米子市の環境行政（令和元年度）	2
3-1	環境政策	2
3-2	公害対策	4
3-3	一般廃棄物の適正処理	7
4	米子市環境基本計画の進捗状況	18

資料編

1	米子市環境基本条例	35
2	環境都市宣言	42
3	環境関連用語集	44
4	環境関係年表（主なできごと）	49

1 はじめに

本市は、南東に中国地方最高峰の大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の中海を有する豊かで素晴らしい自然環境を有しています。四季折々の自然と歴史・景観資源は、全国に誇れるものであり、先人から引き継いだこの素晴らしい環境を将来の世代に承継していくことは、私たちの重大な責務です。環境問題に適切に対応し、将来にわたって良好な環境を保全し創造していくために、平成 17 年 3 月に「環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成 24 年 3 月に「米子市環境基本計画（計画期間：平成 23 年度から令和 2 年度）」を策定しました。その後、平成 28 年 12 月に計画の中間見直しを行い、環境保全のための行政の具体的施策、市民及び事業者の行動指針を明らかにしました。

「米子市の環境」は米子市環境基本条例第 10 条に基づき作成する環境に関する報告書です。

〈米子市環境基本条例第 10 条（年次報告）〉

○ 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 米子市の環境トピックス（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月）

○ 米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事終了

平成 28 年度から実施していた「米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事」が令和 2 年 3 月で完成し、可燃ごみ焼却施設の長寿命化を図り、廃棄物行政の充実を図った。

○ 米子市災害廃棄物処理計画策定

大規模な災害に伴い発生する多量の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平時の備えや災害応急対応、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめた『米子市災害廃棄物処理計画』を令和 2 年 3 月に策定した。

○ 又カカ発生抑制対策モデル事業開始

彦名地区を対象に、地域で実施可能な土壌対策の取組方法の確立を目指し、発生抑制対策モデル事業を開始した。

3 米子市の環境行政（令和元年度）

3-1 環境政策

1 ラムサール条約登録湿地「中海」の環境保全

平成17年11月の中海のラムサール条約登録以降、官民一体となった環境保全活動を実施している。

(1) 中海アダプトプログラムへの支援

アダプトプログラムとは、市民団体や個人が公共のスペースを分担して、自分のこどものように面倒をみるという、市民と自治体が協働して進める新しいまちの美化活動である。中海アダプトプログラム実行委員会には、令和2年3月現在で66団体の登録があり、本市も行政として参加するとともに、ごみ袋の支給、回収ごみの処分、広報活動の支援を行い、市民と行政のパートナーシップのもとで環境美化を進めた。

(2) ラムサール条約登録湿地 中海・宍道湖一斉清掃の実施

中海・宍道湖がラムサール条約に登録されたことを記念し、中海等のすばらしさや大切さを再認識してもらうために中海・宍道湖沿岸5市で連携し一斉清掃活動を実施した。

実施日 6月9日（日）

実施場所 湊山公園周辺護岸

参加者人数 1,163人

ごみ収集量 約2.5トン

(3) 中海体験クルージング・中海環境フェア in よなごの実施

NPO法人中海再生プロジェクト、鳥取県、米子市の共催で、市民向け環境啓発イベントを実施した。

実施年月日 8月18日（日）

実施場所 米子港・米子食品会館

参加者人数 452人

2 主な環境保全事業

(1) 環境月間行事（6月1日～6月30日）

CO2削減/ライトダウンキャンペーン2019

地球温暖化防止のためにライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう広く呼びかけを行う「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施した。

実施日 6月26日（水）午後8時から午後10時

7月7日（日）午後8時から午後10時

実施場所 山陰歴史館

(2) 米子市環境美化活動奨励

環境美化活動の高揚を図るため、地域の環境美化に功労のあった1団体及び個人3名に対し、感謝状を贈呈した。

期日・場所 11月11日（月） 米子市役所401会議室

(3) 環境美化促進月間

ア 期間 9月1日～10月31日

イ 清掃活動

加茂川一斉清掃 実施日 10月27日（日）

(4) なかうみ環境学習事業

市内の小学校が米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターで行う中海環境学習に係る交通費を負担することで、中海についての学習機会の確保を図った。

実施校数 19校

参加児童数 1,130人

3 環境美化推進団体の育成

加茂川を美しくする運動連絡協議会

(1) 構成 29人（団体代表者）

(2) 主な活動内容

ア 加茂川一斉清掃（春秋 年2回）

イ 花壇整備 つつじ補植

4 地球温暖化防止事業

(1) 急速充電器整備事業

米子市役所第2庁舎に設置している急速充電器の維持管理を行った。

(2) 米子市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電普及事業

自然エネルギーの利用促進、民間活力をいかした公共施設への太陽光発電設備の効率的な整備、災害等の停電時における非常用電源としての活用及び環境やエネルギーに対する市民意識の向上を目的として、米子市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電普及事業を平成25年度（第1回）及び平成27年度（第2回）と実施しており、8施設で稼働している。

事業者及び施設

中海テレビ放送(株) 車尾小学校、加茂中学校、大高公民館、湊山中学校

ミヨシ産業(株)	東山中学校
東洋ソーラー(株)	尚徳中学校、市立図書館
ワンプライム.(株)	福生西小学校

3-2 公害対策

1 大気汚染

(1) PM2.5などの大気汚染物質に関する注意喚起

環境基準物質などの測定を実施している鳥取県から提供される注意情報などを、市ホームページに掲載するとともに、関係部局等を通じ、市民への周知を図った。

注意喚起回数 8回

(2) 野外における廃棄物焼却に関する指導

鳥取県等と連携し、広報や指導を行った。

指導回数 25回

(3) 鳥取県等と連携し、事業場立ち入り指導を行った。

指導件数 4件

2 水質汚濁

(1) 公共用水域の水質監視

水質状況を把握するための調査を実施した。

ア 河川

調査河川 加茂川、法勝寺川、小松谷川、大沢川、野本川、精進川、
妻木川、塩川 以上8河川

調査箇所数 11地点

総検体数 44検体

イ 中海

調査地点 浚渫窪地、ポンプ場沖、湊山公園沖、米子湾中央部、錦
海団地沖

調査回数 4回(6月、8月、11月、1月)

(2) 油類等流出事故対応

事故発生時、関係機関へ速やかに情報を伝達するとともに、オイルフェンス等により下流への流出及び拡散を防ぎ、発生源の調査を行った。

対応件数 10件

(3) 事業場排水指導

鳥取県等と連携し、事業場排水の改善について指導した。

指導件数 4件

3 騒音

(1)騒音測定

ア 環境騒音測定 7地点

イ 自動車騒音常時監視業務

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、環境基準適合状況を面的に評価するために実施した。

騒音測定実施区間 7区間

面的評価区間数 114区間

面的評価区間延長 156.0km

ウ 航空騒音測定 1地点（通年）

エ 苦情等に伴う測定 2地点 延べ 4回

(2)騒音規制法に基づく届出受理

ア 特定施設に関するもの（設置届、変更届等を含む。）

受理数 4件

イ 特定建設作業に関するもの

受理数 24件

(3)県公害防止条例に基づく届出受理

騒音関係特定施設に関するもの（設置届、変更届等を含む。）

受理数 4件

(4)事業場立ち入り指導 12件

4 振動

(1)振動測定

苦情に伴う測定 2地点 延べ 3回

(2)振動規制法に基づく届出受理

ア 特定施設に関するもの（設置届、変更届等を含む。）

受理数 2件

イ 特定建設作業に関するもの

受理数 17件

(3)事業場立ち入り指導 5件

5 悪臭

(1)臭気測定回数（事業場） 2回

(2)事業場立ち入り指導 7件

6 公害等苦情処理

苦情相談の対応状況

苦情の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	害虫	動物	その他	合計
対応件数(件)	29	21	2	22	7	1	42	1	35	50	39	249

7 又カカ被害軽減対策

(1) 又カカに関する各種調査の実施

ア 発生状況調査（協力：米子工業高等専門学校）

米子工業高等専門学校が実施された採集調査の結果をもとに、発生の時期や時間帯を把握した。

イ 被害状況調査（協力：左野皮膚科）

医療機関の受診者数を調査することにより、又カカ被害状況を調査し、発生状況との関連性を把握した。

(2) 被害軽減のための情報提供

市ホームページ及び市報により、各種調査結果や被害予防方法を広報し、注意を喚起した。

(3) 虫除け剤の普及啓発

新規有効成分を含む虫除け剤を弓浜地区の保育園、幼稚園、小中学校などに配布し、使用を推奨した。

(4) 発生源対策の推進

これまでの発生状況調査の結果を踏まえ、発生数が最も多い傾向がある彦名地区を対象として、幼虫を駆除し、成虫の発生を抑制するため、発生土壌対策のモデル事業を実施した。

ア モデル地区 彦名地区

イ 補助事業者 自治会、土地所有者

ウ 実施面積 約600アール

8 分析業務

(1) 水質試験

ア 河川 44検体

イ 水鳥公園 24検体

- ウ 湊山公園 5検体
- エ 他課からの依頼試験の実施
 - (ア) 下水処理施設関係 976検体
 - (イ) 王子製紙関係 5検体
 - (ウ) 崎津承水路関係 72検体
 - (エ) 樋口川・加茂新川関係 30検体

9 環境放射線モニタリング関係

鳥取県が設置した島根原発UPZ30km圏内の放射線監視局の測定データ等を、市民課ホールモニター画面及び米子市ホームページにより住民への情報提供を行った。

3-3 一般廃棄物の適正処理

1 ごみの処理

令和元年度米子市一般廃棄物処理実施計画に基づき、ごみの発生を抑制し、及び再資源化によってごみの減量化を図ることにより、循環型社会の実現を目指した。

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

家庭系ごみの減量化・再資源化を図るため、次の施策を実施した。

ア 家庭系生ごみの減量

(ア) 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業

一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図るため、補助金を交付した。

種類	補助対象基数(基)	補助金額(円)
生ごみ処理機	18	322,000
生ごみ処理容器	12	19,500
計	30	341,500

(イ) ダンボール堆肥普及啓発事業

一般家庭から排出される生ごみの手軽な自己処理を推進し、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図るため、希望者に堆肥作り入門セットを無料配布した。

堆肥作り入門セット配布数 97セット

イ レジ袋の削減

ごみ分別収集カレンダー等でレジ袋削減について周知を図った。

ウ 小型家電リサイクル

一般家庭から排出される小型家電の拠点回収を実施し、国の認定事業者に引き渡すことにより再資源化を行った。

(単位：kg)

	ボックス回収 (市役所・公民館 30か所)	持ち込み回収 (米子市クリーンセ ンター)	合 計
回収量	7,386	17,503	24,889

(2) 環境教育、普及啓発の充実

ア 環境教育

(ア) 説明会

ごみの分別方法等の説明会開催の要請があった自治会等に対し、説明会を実施した。

	自治会	その他	計
件数(件)	0	6	6
人数(人)	0	330	330

(イ) 施設見学

米子市クリーンセンターの施設見学の受け入れを行った。

	学校関係見学 ※1	自治体等視察	その他※2	計
件数(件)	23	13	2	38
人数(人)	1,443	164	7	1,614

※1 高校、小学校、幼稚園、保育園 ※2 親子参観日、報道取材

イ 普及啓発

(ア) ごみ分別収集カレンダー等

「翌年度のごみ分別収集カレンダー」を作成し、自治会等を通じて各世帯に配付した。また、「広報よなご」、「よなごみ通信」及びホームページにより、ごみの分別方法等について周知を図った。

また、スマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあーる」の配信を行った(令和元年度末の登録者数2,537人)。

(イ) リサイクル推進員

リサイクル推進員を委嘱し、各自治会でのごみの分別、リサイクルの推進を図った(令和元年度末現在657名)。また、平成31年4月1日に委嘱した新任のリサイクル推進員等を対象とする研修会を5月に6回実施し、266名の参加があった。

(ウ) ごみステーション

ごみ分別の徹底、排出マナーの向上及び収集作業時の安全性確保の面から、ごみステーションにごみを持ち出す際に排出ルールの守られていないものについて、イエローシールを貼り付ける等の方法により、指導・啓発した。

(3) 分別区分及びごみの搬入量

家庭系ごみについて、5種13分別に分類し収集・運搬を実施したほか、中間処理施設に市民自らあるいは米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者が直接搬入した。

事業系ごみについて、中間処理施設に事業者自らあるいは米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者が直接搬入した。

(単位：kg)

分別区分		家庭系ごみ	事業系ごみ	搬入量	
可燃ごみ		26,338,980	18,636,220	44,975,200	
不燃ごみ		1,631,050	0	1,631,050	
不燃性粗大ごみ		412,360	0	412,360	
資源物	白色発泡スチロール・トレー	40,790	0	40,790	
	缶・ビン類	988,110	82,240	1,070,350	
	ペットボトル	274,130	2,400	276,530	
	牛乳パック	24,850	0	24,850	
	再利用ビン	1,896	0	1,896	
	古紙類	新聞・チラシ	925,800	0	925,800
		本・雑誌・雑がみ	556,665	0	556,665
ダンボール・紙箱		422,010	0	422,010	
乾電池・蛍光管等	乾電池	39,120	0	39,120	
	蛍光管・水銀体温計	12,629	0	12,629	
計		31,668,390	18,720,860	50,389,250	

(4) 収集・運搬

ア 家庭系ごみの収集運搬

家庭系ごみ等について、市内7業者に委託し、収集運搬を行った。

委託料 600,419,674円

イ 家庭系ごみの有料収集

(ア) 手数料を徴収するごみの区分

可燃ごみ及び不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）

(1) 手数料の額

	可燃ごみ専用			不燃ごみ専用		
	指定 ごみ 袋	40L	62円 (消費税改 定前)	63円 (消費税改 定後)	40L	62円 (消費税改 定前)
30L		46円 (消費税改 定前)	47円 (消費税改 定後)			
20L		31円				
10L		16円		10L	16円	
収集 シー ル		62円 (消費税改 定前)	63円 (消費税改 定後)		62円 (消費税改 定前)	63円 (消費税改 定後)

(ウ) 指定ごみ袋及び収集シールの販売実績

取扱 所 (箇所 数)	指定ごみ袋及び収集シール販売数									手数料の 額 (円)
	可燃ごみ専用					不燃ごみ専用				
	指定ごみ袋(組)				収集 シー ル (シ ート)	指定ごみ袋(組)			収集 シー ル (シ ート)	
	40L	30L	20L	10L		40L	20L	10L		
指定 ごみ 袋等 取扱 店 (188)	301,500	149,500	128,900	52,850	13,270	20,500	20,150	10,350	15,290	337,358,980
自治 会 (220)	11,344	5,746	5,028	1,143	464	665	725	487	486	12,555,926
計 (408)	312,844	155,246	133,928	53,993	13,734	21,165	20,875	10,837	15,776	349,916,906

※1組=10枚入、1シート=6枚綴

(I) 負担軽減措置

市の福祉サービスを受けている市民の経済的負担の軽減及び子育て支援の観点から、下表に該当する世帯を負担軽減措置の対象とし、最大で年間平均使用量の3分の1に相当する可燃ごみ専用指定ごみ袋(40L)40枚を無料で支給した。

支給は、対象世帯に「可燃ごみ専用指定ごみ袋引換券」を郵送することにより実施した。

また、30L、20L及び10Lの可燃ごみ専用指定ごみ袋又は不燃ごみ専用指定ごみ袋に引き換えを希望される場合は、市役所総合案内等で引き換えを実施した。

対象となる 福祉サービス等	指定ごみ袋 支給枚数	負担軽減対 象件数	指定ごみ袋 総支給 枚数	指定ごみ袋総 支給枚数相当 額
生活保護世帯(在宅に限る)	40枚 (最大)	10,103件	345,670 枚※	21,453,310 円
児童扶養手当受給世帯				
特別児童扶養手当受給世帯				
特別障害者手当受給者がいる世帯				
老齢福祉年金受給者がいる世帯				
要介護4以上の認定を受けている市民がいる世帯(在宅に限る)	対象者の 人数 × 40枚 (最大)			
日常生活用具給付事業によりストマ用装具又はおむつ等の助成を受けている身体障害者(児)がいる世帯				
2歳未満の乳幼児がいる世帯				

※うち市役所総合案内等にて40L袋・30L袋・20L袋・10L袋の引き換えに対応したもの 101,310枚

ウ 資源物の売却

収集日に排出できない資源物について、米子市クリーンセンターで受入を行い、そのうち古紙類を売却した。

種類	量(kg)	金額(円)
古紙類	3,500	22,680

エ 動物死体

市道等に放置された又は一般家庭等から米子市クリーンセンターに持ち込まれた動物(犬・猫等)の死体の収集・受入れを行った。

動物死体 1,019体

オ 七夕祭り及び精霊送り

七夕祭り及び精霊送りで市内各所に持ち込まれた笹竹、供物等について、市内2業者に委託し、収集を行った。

	箇所数（箇所）	収集量（kg）
七夕祭り	27	160
精霊送り	77	18,760

(5) 一般廃棄物処理業（ごみ）の許可

一般廃棄物処理業（ごみ）の許可に係る業務を行った。

分類	許可業者数(令和元年度末時点)
収集運搬業（ごみ）	33※
処分業	4

※し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業許可を有する者（2業者）、収集運搬できる廃棄物を限定している者（3業者）及び運搬のみの許可を有する者（7業者）を含む。

(6) その他

ア 環境美化活動の促進

(ア) ボランティア清掃

市民の環境美化の取組を支援するため、個人又は団体が道路・公園・海岸等の公共の場所を清掃する際に、ボランティア専用袋・収集シールを交付し、清掃後のごみを収集した。

ボランティア清掃申請件数 1,088 件

(イ) 環境美化推進団体の育成

環境をよくする会

構成 39人（団体代表者）

会長 高野 和男

主な活動内容

a 台所用ろ過袋の斡旋 2,236袋

b 市内一斉清掃事業（春秋 年2回）

イ 不法投棄・ポイ捨ての防止

(ア) 市内全域、特に海岸付近、山林等については、重点的にパトロールを実施した。

(イ) 不法投棄監視員の設置

不法投棄監視員を9名委嘱して、監視区域内の不法投棄の多い海岸付近、山林等を重点に監視パトロールを随時行い、不法投棄の早期発見と適切な処理を図った。

(ウ) 不法投棄監視カメラの設置

市内の不法投棄多発地帯に、市所有の監視カメラ2台を継続して設置し、不法投棄の防止に努めた。

(イ) 不法投棄廃棄物の特別処理

パトロール、調査及び通報等で把握した不法投棄廃棄物について収集し処分を行った。

不法投棄された家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については特定家庭用機器再商品化法に基づき適正に処分した。

※テレビ21台、エアコン1台、冷蔵庫・冷凍庫8台、洗濯機・衣類乾燥機4台

ウ 資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付制度

一般家庭等から排出される資源ごみの再生利用とごみの減量化の推進を目的として、資源ごみ回収運動推進団体の回収実績に応じて奨励金を交付した。

実施団体数 62団体

	品 目					奨励金交付額	実施回数
	古紙類	空瓶類	空瓶ケ-ス類	金属類	その他（衣類等）		
回収量	339,961 kg	1,906 本	29 個	15,346 kg	759 kg	1,414,051 円	290 回
奨励金単価	4 円/kg	3 円/本	6 円/個	3 円/kg	3 円/kg		

エ 公衆便所管理

クリーン推進課所管の4か所の公衆便所の維持管理業務を委託により実施した。

2 生活排水の処理

令和元年度米子市一般廃棄物処理実施計画に基づき、生活排水の適正処理に努めた。

(1) 収集・運搬

ア 直営

市内4か所の公衆便所等のし尿を1台の車両で収集した。

稼働日数 14日

イ 一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）許可

一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥）の許可に係る業務を行った。

分類	許可業者数（令和元年度末時点）
収集運搬業（し尿）	6※
収集運搬業（浄化槽汚泥）	7※

※ごみの収集運搬業許可を有する者（2業者）を含む。

ウ し尿及び浄化槽汚泥処理量

施設名	処理量（ℓ）				処理割合（%）
	し尿		浄化槽汚泥	計	
	直営	許可業者	許可業者		
米子浄化場	5,870	7,072,080	21,141,364	28,219,314	93%
白浜浄化場※	0	998,694	1,074,000	2,072,694	7%
計	5,870	8,070,774	22,215,364	30,292,008	100%

※米子浄化場への試験搬入量を含む。

3 米子市クリーンセンター

(1) 搬入量

(単位：t)

月別	収集量	事業所搬入量	一般家庭搬入量	搬入量合計
平成31年4月	2,911.08	1,911.04	85.21	4,907.33
令和元年5月	3,160.47	1,849.05	112.11	5,121.63
6月	2,565.92	1,725.61	90.77	4,382.30
7月	2,976.15	1,953.87	82.12	5,012.14
8月	2,898.81	1,921.93	75.83	4,896.57
9月	2,631.15	1,772.31	70.86	4,474.32
10月	2,777.90	1,954.29	79.29	4,811.48
11月	2,538.02	1,757.78	80.64	4,376.44
12月	2,975.56	1,920.89	77.10	4,973.55

令和2年1月	2,583.52	1,645.30	47.06	4,275.88
2月	2,264.17	1,498.28	47.66	3,810.11
3月	2,781.05	1,735.70	87.09	4,603.84
計	33,063.80	21,646.05	935.74	55,645.59
(うち境港市)	5,856.76	1,809.44	538.62	8,204.82
(うち日吉津村)	562.03	656.98	2.05	1,221.06
(うち大山町)	1,241.77	2.74	0.00	1,244.51

(2) 長寿命化事業

ア 米子市クリーンセンター長期包括的運営事業運営業務

- (ア) 委託先 JFEエンジニアリング株式会社 大阪支店
- (イ) 委託期間 平成28年10月3日から令和14年3月31日まで
- (ウ) 運営事業期間 平成29年4月1日から令和14年3月31日まで
- (エ) 全体事業費 13,083,120,000円(債務負担行為)
- (オ) 令和元年度事業費 894,750,870円

イ 米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事

- (ア) 請負者 JFEエンジニアリング株式会社 大阪支店
- (イ) 工期 平成28年10月3日から令和2年3月9日まで
- (ウ) 全体事業費 3,499,200,000円(債務負担行為)
- (エ) 令和元年度事業費 368,750,000円

(3) 焼却灰等運搬業務委託

- ア 委託先 環境プラント工業株式会社
- イ 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- ウ 委託料 7,367,310円
- エ 運搬先 米子市淀江町小波最終処分場(環境プラント工業株式会社所有)
- オ 焼却灰等発生量(運搬量) 525.80 t

(4) 主灰再資源化処理業務委託

- ア 委託先 公益財団法人ひょうご環境創造協会
- (ア) 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

- (f) 委託料 98,840,192円
- (g) 処理先 兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会）
- (h) 処理量 3,519.95 t
- イ 委託先 宇部興産株式会社
 - (ア) 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
 - (i) 委託料 21,960,720円
 - (j) 処理先 山口県宇部市（宇部興産株式会社）
 - (k) 処理量 813.36 t

(5) 主灰運搬業務委託

- ア 委託先 協同組合米子市環境事業公社
- イ 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- ウ 委託料 47,822,400円
- エ 運搬先及び運搬回数
 - 兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会） 407回
 - 山口県宇部市（宇部興産株式会社） 94回

(6) 飛灰再資源化処理業務委託

- ア 委託先 公益財団法人ひょうご環境創造協会
- イ 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- ウ 委託料 74,006,090円
- エ 処理先 兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会）
- オ 収集量 1,070.69 t

(7) 飛灰運搬業務委託

- ア 委託先 環境プラント工業株式会社
- イ 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- ウ 委託料 16,329,600円
- エ 運搬先 兵庫県赤穂市（公益財団法人ひょうご環境創造協会）
- オ 運搬回数 140回

(8) 米子市クリーンセンター及びその周辺の検査業務

- ア 悪臭検査業務 各月1回実施
- イ ばい煙測定業務 各月1回実施
- ウ ダイオキシン類測定業務 年1回実施

工	焼却灰（主灰）検査業務（溶出）	年1回実施
才	焼却灰（飛灰）検査業務（溶出）	年1回実施
力	環境大気調査業務	年2回実施
キ	血中ダイオキシン類濃度検査	年1回実施

4 米子市環境基本計画の進捗状況

米子市環境基本計画は、「米子市環境基本条例」第8条の規定に基づき、「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち」の実現を目指して、平成24年3月に策定しました。

本基本計画は、本市の環境施策を長期的な視点から、総合的・計画的に推進するために、必要な事項を定める環境に関する基本的な計画です。本市の環境の将来像を定め、その実現に向けた基本目標を設定して、市民・事業者の行動指針及び本市の具体的な環境施策を明らかにしています。

計画の概要及び令和元年度の進捗状況は、次のとおりです。

(1) 計画の期間及び対象

平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度）
【平成28年度（2016）中間見直し】

(2) 対象分野

計画の対象は、次の5つの分野です。

環境の分類	環境の要素
地球環境	地球温暖化やエネルギー問題及び廃棄物の減量など
生活環境	水、大気及び公害など
自然環境	森林、農地及び水辺や動植物など
快適環境	緑化、景観及び環境美化など
環境意識	環境学習や市民生活活動など

(3) 目指すべき環境基本像と基本目標

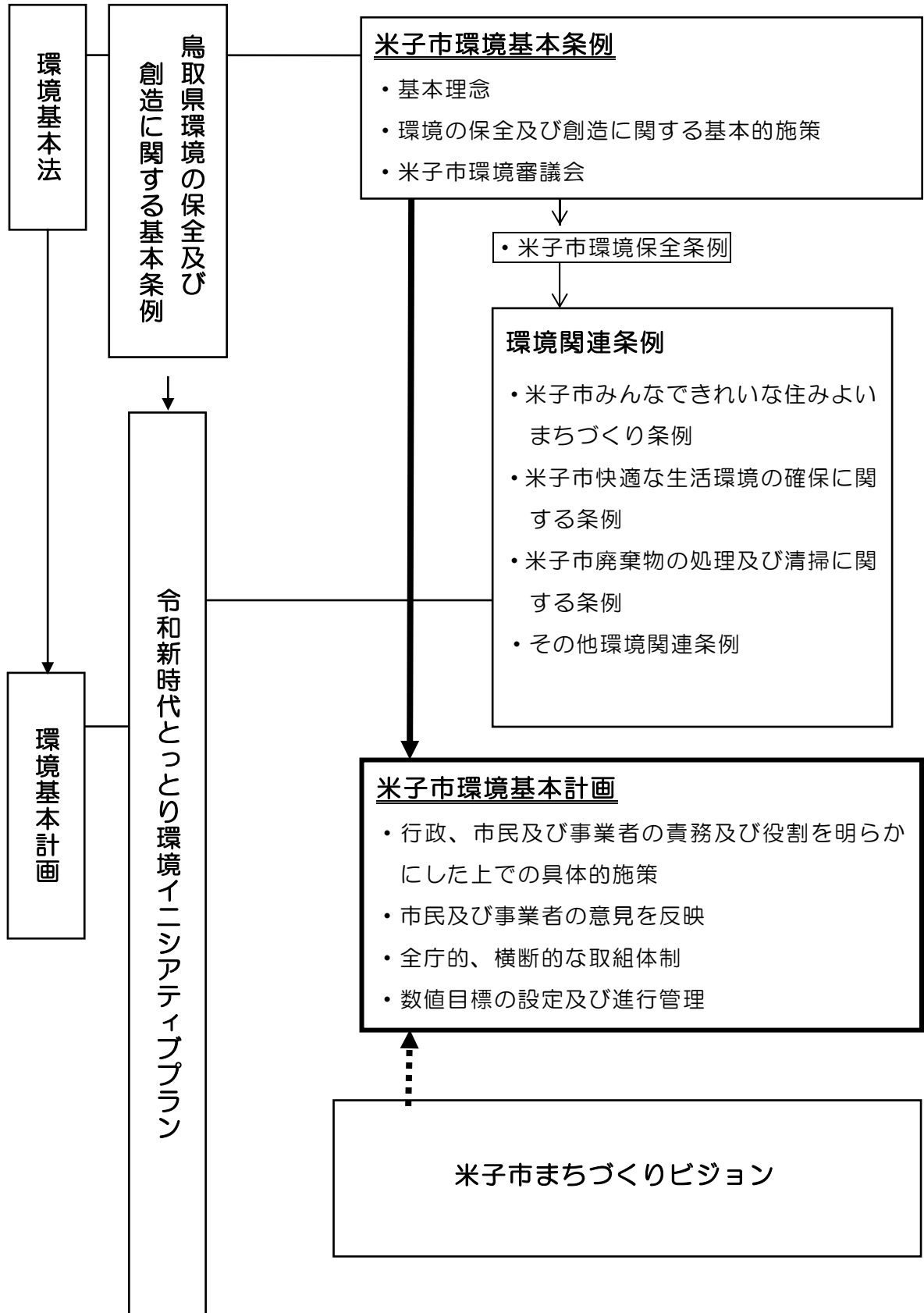
自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち
～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

分野ごとの基本目標

環境の分類	基本目標	キーワード
地球環境	1. 地球環境に配慮した循環型のまちづくり	（循環）
生活環境	2. 健康で安心して暮らせるまちづくり	（安心）
自然環境	3. 豊かな自然と調和したまちづくり	（共生）
快適環境	4. 環境資源を活かしたまちづくり	（快適）
環境意識	5. みんなが環境を考えるまちづくり	（協働）

(4) 計画の位置付け

■米子市環境関係法令など体系図



(5) 令和元年度米子市環境基本計画進捗状況報告

環境基本計画の構成

目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち
～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

基本目標	施策の柱	推進する施策	具体的施策及び数値目標
【1】地球環境に配慮した循環型のまちづくり (地球環境の目標) 《循環》	(1) 低炭素社会づくりの推進	① 温室効果ガス排出量の抑制 数値目標	No.1 地球温暖化防止対策への意識向上
			No.2 省エネルギー・省資源化の推進
			No.3 市内全域から排出する二酸化炭素(CO2)の排出量
			No.4 市有施設から排出する二酸化炭素(CO2)の排出量
		② 再生可能エネルギーの導入 数値目標	No.5 再生可能エネルギーの導入及び導入支援
			No.6 市内全域の太陽光発電システム(10kw未満)の需給最大電力ワット数
		③ 省エネ型交通システムの推進	No.7 自動車利用の抑制
			No.8 次世代自動車などの導入やエコドライブの推進
		④ フロン類対策の推進	No.9 環境に配慮した物流体系づくり
			No.10 フロン類対策の推進
	No.11 ごみの発生抑制(リフューズ)の推進		
	(2) 循環型社会づくりの推進	① 4Rの推進 数値目標	No.12 ごみの減量(リデュース)の推進
			No.13 再使用(リユース)の推進
			No.14 再生利用(リサイクル)の定着
			No.15 1人1日あたりのごみ排出量
		② 廃棄物の適正処理	No.16 ごみのリサイクル率
			No.17 ごみの最終処分量
No.18 廃棄物の適正処理			
③ 環境にやさしい商品の利用 数値目標		No.19 不法投棄防止対策	
		No.20 環境にやさしい商品の利用	
		No.21 市役所におけるグリーン購入実績	
【2】健康で安心して暮らせるまちづくり (生活環境の目標) 《安心》	(1) 大気・水循環の保全	① 大気汚染防止対策の推進 数値目標	No.22 暮らしに伴う大気環境負荷の低減
			No.23 工場、事業所などによる大気汚染の防止
			No.24 空気のきれいさに対する満足度
			No.25 大気の汚染に係る環境基準の達成状況
		② 生活排水の適正処理 数値目標	No.26 生活排水対策
			No.27 水のきれいさに対する満足度(類型指定されていない河川)
			No.28 汚水処理人口普及率
			No.29 水洗化戸数率(公共下水道事業)
			No.30 浄化槽の法定検査受検率
			No.31 美保湾水質(A類型海域)
	No.32 日野川水質(AA,A類型河川)		
	No.33 中海水質(A類型湖沼)		
	③ 事業活動における水環境の保全	No.34 水環境の保全	
	④ 水源の保全	No.35 水源の保全	
	(2) 騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進	① 騒音・振動・悪臭の防止	No.36 騒音・振動対策の推進
		② 汚染物質などの適正処理	No.37 悪臭の防止対策の推進
		③ 新たな環境問題への対応	No.38 有害化学物質対策の推進
(3) 放射線量の監視	① 放射線量のモニタリング、情報提供	No.39 新たな環境問題の情報収集	
【3】豊かな自然と調和したまちづくり (自然環境の目標) 《共生》	(1) 森林・農地・湿地などの適切な利用	① 森林の保全	No.40 環境放射線量のモニタリング、情報提供
		No.41 森林の整備・保全	
		② 農地の保全と活用	No.42 優良農地の保全と集積の促進
		No.43 環境にやさしい農業の推進	
		③ 環境に配慮した漁業の推進	No.44 環境に配慮した漁業の推進
		④ 食物の地産地消の推進	No.45 食物の地産地消の推進
		⑤ 中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用 数値目標	No.46 中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用
	No.47 米子水鳥公園ネイチャーセンター入館者数		
	(2) 生物多様性の確保	① 野生動植物の保護	No.48 野生動植物の保護
		② 生態系を守る取組	No.49 生息空間の保全・創造
③ 特定外来生物対策		No.50 特定外来生物の防除	

基本目標	施策の柱	推進する施策	具体的施策及び数値目標	
【4】環境資源を活かしたまちづくり (快適環境の目標) 《快適》	(1) 自然環境と調和した生活環境の創造	① 緑あふれるまちづくり	No.51 緑の保全 No.52 緑化の推進	
		② 適正な土地利用の推進	No.53 調和のとれた土地利用の推進	
		① 自然・歴史的景観の保全と活用	No.54 文化財の保全と活用 No.55 伝統文化の継承と活用 No.56 観光資源の整備・活用	
	② まちなみ景観の保全		No.57 景観の保全と形成 No.58 危険家屋対策の推進	
	③ 環境美化の推進		No.59 きれいなまちづくりの推進	
	【5】みんなが環境を考えるまちづくり (環境意識の目標) 《協働》	(1) 環境学習の推進	① あらゆる世代の環境学習の推進	No.60 環境学習の推進 No.61 環境学習施設の整備 No.62 人材の育成
				数値目標
			② 市民、事業者などへの環境意識の普及啓発	No.64 環境意識の普及啓発 No.65 環境情報の発信
		(2) 自主的な活動の推進	① 参加と協働のまちづくり	No.66 環境美化活動への市民参加の促進
② 広域的な連携			No.67 周辺自治体との連携	

●市の具体的施策

次ページ以降の各項目ごとの表中、左欄「米子市の具体的施策」に記載しています。

●各施策の取組状況

原則、令和2年10月末を基準に調査を行っています。

●各取組の進捗状況（自己評価）

過年度の取組実績と比較して、以下のとおり評価しています。

- [◎] 取組内容が改善・拡充
- [○] 同等の取組を継続
- [×] 取組遅延、未実施

●数値目標

各機関等公表の最新値を記載しています。

●数値目標の評価

過年度の数値等と比較して、以下のとおり評価しています。

- [A] このまま推移すると目標を達成する
- [B] このままでは目標を達成しないため、取組の強化が必要
- [C] 目標の再検討や新たな取組が必要
- [-] その他

【1】地球環境の目標 - (1) 低炭素社会づくりの推進 - ① 温室効果ガス排出量の抑制

No.1 地球温暖化防止対策への意識向上

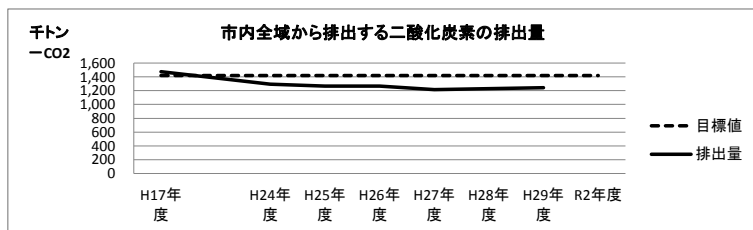
米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(1)省エネ行動の促進を図るための啓発を行う	●省エネかつ快適な生活にもつながる行動(COOL CHOICE)として、クールビズやエコドライブに関する記事を広報よなごに掲載し、市民に啓発	○	環境政策課
(2)地球温暖化防止月間(12月)の周知など温暖化防止に関する啓発を行う	●省エネかつ快適な生活にもつながる行動(COOL CHOICE)として、クールビズやエコドライブに関する記事を広報よなごに掲載し、市民に啓発 ●6月の環境月間に、市職員に対し、業務上及び家庭で取り組める温暖化防止(コピー用紙削減や一回で宅配便を受け取る)に関する周知啓発を実施。 ※ライトダウンキャンペーンについて 環境省は、本キャンペーンの目的である「日常生活の中で地球温暖化対策を実践する契機とする」は、定着しつつあり、また、近年のLED照明の普及状況に鑑み、本キャンペーンは終了(2019年4月)。本市も同様の考えで本キャンペーンについては終了し、広報よなご等での啓発を継続することとした。	○	環境政策課

No.2 省エネルギー・省資源化の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(3)LED照明、家庭用燃料電池、高効率給湯器などの省エネルギー機器の普及を促進する	●省エネかつ快適な生活にもつながる行動(COOL CHOICE)として、家電製品買い替えによる経済的及び温暖化に対するメリットを広報よなごに掲載し、市民に啓発 ●LED防犯灯を設置する自治会に対し補助金を交付(R2年10月末現在 新設58基・切替230基)	○	環境政策課 防災安全課
(4)「米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、率先して省エネルギーに努める	●「米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、省エネルギー行動等を実施 ●第2次米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定中(令和3年度～令和7年度計画)	○	環境政策課
(5)オフセット・クレジット(J-V E R)制度について国・県等から情報収集を行う	●トラッキング付非化石証書を使用し、米子水鳥公園の電気をCO2排出量が出ない電気へ変更	○	環境政策課 農林課

No.3 【数値目標】市内全域から排出する二酸化炭素(CO2)の排出量

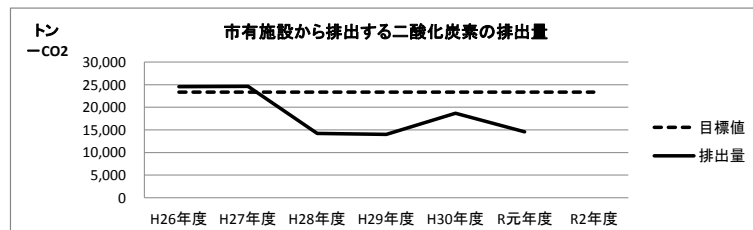
基準値	目標値	27年度	28年度	29年度	所管課	備考
1,476千トン-CO2 (平成17年度)	1,420千トン-CO2 (令和2年度)	1,218千トン-CO2	1,232千トン-CO2	1,243千トン-CO2	環境政策課	※環境省公表値(29年度=最新値)



達成状況	特記事項
達成 (177千トン-CO2)	※29年度排出量の内訳(千トン-CO2) 製造業：202.05 建設業・鉱業：17.63 農林水産業：5.18 業務：372.11 家庭：347.26
評価 A	旅客自動車：156.22 貨物自動車：113.21 鉄道：10.17 船舶：0.24 一般廃棄物：18.47 計1,243

No.4 【数値目標】市有施設から排出する二酸化炭素(CO2)の排出量

基準値	目標値	29年度	30年度	R元年度	所管課	備考
24,595t-CO2 (平成26年度)	23,365t-CO2 (令和2年度)	13,993t-CO2	18,688t-CO2	14,611t-CO2	環境政策課	※市長部局、教育委員会部局及び水道局の合計値



達成状況	特記事項
達成 (8,754t-CO2)	※平成28年度から多くの市有施設で電力調達先をローカルエナジー株式会社に変更 ※令和元年度、ローカルエナジーの排出係数減により前年度より排出量が減少
評価 A	

【1】 - (1) - ② 再生可能エネルギーの導入

No.5 再生可能エネルギーの導入及び導入支援(1)

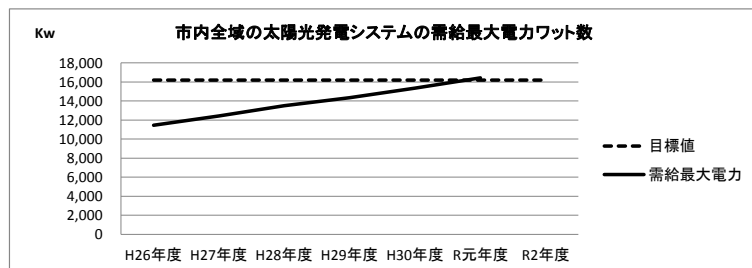
米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(6)住宅用太陽光発電システムの設置に補助金を交付し、導入支援を図る	●制度開始から10年が経過し普及が進んだこと、設備費用が従前の半額程度と安価になっていること等から、一定の成果を得たものとして平成30年度で廃止した。	-	環境政策課
(7)県や民間等との連携により、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの普及促進を図る	●鳥取県地球温暖化防止活動推進センターと協力し、中学生に対し、環境学習(講演会や探究学習の支援)を実施。 ※実施校：市内2中学校	○	環境政策課
(8)大規模再生可能エネルギー発電設備の設置に対し、固定資産税減免による導入支援を図る	●出力500kw以上の大規模な太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備にかかる固定資産税(償却資産)の免除制度を実施中 ※課税免除実績 令和2年度…太陽光発電設備5件、他の発電設備はなし	○	固定資産税課
(9)施設の設備更新時には、再生可能エネルギーの導入を推進する	●下水道処理場における消化ガス発電及び公民館4館(就将、車尾、加茂、成美)における太陽光発電設置に向け施工中	○	施設所管課 経済戦略課

No.5 再生可能エネルギーの導入及び導入支援（2）

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(10)ごみ焼却施設における廃棄物発電の有効利用を推進する	●米子市クリーンセンターで廃棄物発電を稼働中 令和元年度発電量 22,555,930kw (H25.2.14 再生可能エネルギー発電設備認定)	○	クリーン推進課

No.6 【数値目標】市内全域の太陽光発電システム(10kw未満)の需給最大電力ワット数

基準値	目標値	29年度	30年度	R元年度	所管課	備考
11,469kw (平成26年度)	16,200kw (令和2年度)	14,349kw	15,345kw	16,437kw	環境政策課	※資源エネルギー庁公表値



達成状況	特記事項
達成 (237t-CO2)	
評価	
A	

【1】 - (1) - ③ 省エネ型交通システムの推進

No.7 自動車利用の抑制

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(11)ノーマイカーデーなどを率先して行い、自動車利用の自粛を市民・事業者へ啓発する	●市職員向けに、公共交通利用及びエコドライブについて市内LAN掲示板で周知啓発	○	環境政策課
(12)カーシェアリングなど自動車の利用形態について検討する	●民間事業者によるカーシェアリング事業が行われている。	○	環境政策課 経済戦略課
(13)自転車を利用しやすい環境・システムづくりを県に協力して取り組む	●鳥取県の「自転車通勤チャレンジ事業」を市ホームページ、市内掲示板で紹介するなど、「鳥取県バイシクルタウン構想」に基づく施策への連携・協力	○	スポーツ振興課

No.8 次世代自動車などの導入やエコドライブの推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(14)電気自動車やハイブリッド車などの次世代自動車の導入や使用に努める	●市公用車として、電気自動車3台・ハイブリッド車3台導入済	○	環境政策課
(15)電気自動車用急速充電器の運用及び維持管理を行い、EV・PHV利用者の利便性の向上を図る	●市役所第2庁舎の1台を運用中	○	環境政策課
(16)アイドリングストップ運動に県と連携して取り組む	●環境への負荷を減らすエコドライブについて、「広報よなご」に掲載し、市民へ啓発	○	環境政策課

No.9 環境に配慮した物流体系づくり

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(17)物流業種の集積化を進め、物流体制の効率化を図る	●物流業者を流通団地周辺に集積させ、大型トラックの市街地への侵入を抑制。	○	経済戦略課

【1】 - (1) - ④ フロン類対策の推進

No.10 フロン類対策の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(18)フロンガスなどによるオゾン層の破壊について情報を提供し、市民意識の高揚を図る	●環境省のポスター等を活用して啓発。家庭から排出されるフロン類製品（冷蔵庫、エアコン）の適正な処理をごみ分別カレンダー等で周知	○	環境政策課 クリーン推進課
(19)関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する	●家電リサイクルについて、ごみ分別収集カレンダーを全世帯に配布して、適正な処理ルートを知り、また、スマートフォン用ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を配信するとともに、分別早見表を市ホームページに掲載して周知	○	クリーン推進課

【1】 地球環境の目標 - (2) 循環型社会づくりの推進 - ① 4Rの推進

No.11 ごみの発生抑制（リフューズ）の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(20)レジ袋削減のため、マイバッグ持参運動を推進する	●令和2年7月1日からのレジ袋の有料化について、広報よなご及び市ホームページにより周知を行いマイバッグ持参を呼びかけ ●ごみ分別カレンダーでノーレジ袋、マイバッグ持参の運動を啓発	○	クリーン推進課
(21)包装の適正化を図るため、関係団体に要請する	●業者向けパンフレットを通じ、簡易包装等について協力を呼びかけ	○	クリーン推進課

No.12 ごみの減量（リデュース）の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(22)ごみの減量化について、自治会・公民館などで説明会を実施する	●新任のリサイクル推進員、リサイクル推進補助者及び希望する自治会長を対象に研修会を実施 *令和元年度開催回数：6回、参加者：266人 ●自治会等からの要請に基づく説明会の実施 *令和元年度開催回数：6回、参加者330名	○	クリーン推進課
(23)家庭ごみ排出抑制を啓発する	●ごみ分別カレンダーを全世帯に配布して、ごみの減量を啓発するとともに、広報よなごやよなごみ通信でごみの減量等について啓発	○	クリーン推進課
(24)事業系ごみの削減を推進する	●事業活動に伴って排出されるごみの減量、適正処理に向け、事業系ごみの収集を行う一般廃棄物処理業許可業者へ収集全般の聞き取りを実施中。	○	クリーン推進課
(25)生ごみ減量化のため、生ごみ処理機などの普及促進を図る	●生ごみ処理機、処理容器の購入に補助金を交付して、普及促進 *令和元年度補助実績 生ごみ処理機18基 処理容器12基 *令和2年度補助実績(10月末現在) 生ごみ処理機17基 処理容器6基	○	クリーン推進課

No.13 再使用（リユース）の推進

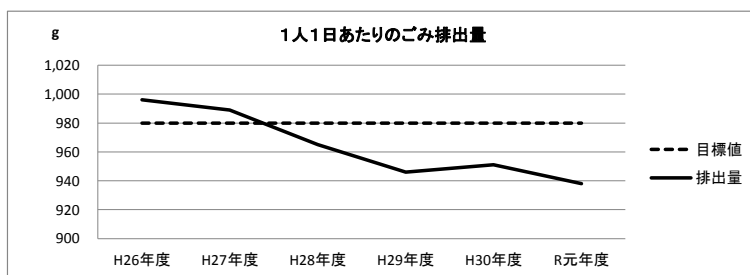
米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(26)適正なリユースショップ活用の推進	●平成28年8月から、よなごリユースショップ認定事業を開始し、適正なリユースショップの活用について市民に周知	○	クリーン推進課

No.14 再生利用（リサイクル）の定着

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(27)紙のリサイクルの推進	●広報よなごにおいて紙のリサイクルの推進を図った。	○	クリーン推進課
(28)廃プラスチックの活用の推進	●令和元年度から、鳥取県西部広域行政管理組合において、資源化処理後のプラスチック残さの一部外部処理（焼却）を行っている（焼却残さについては土木資材にリサイクル）	○	クリーン推進課
(29)ごみの減量化、リサイクルに関する啓発及び各種情報の提供を行う	●広報よなごやよなごみ通信にごみの減量化・リサイクルに関する情報を掲載し啓発	○	クリーン推進課
(30)環境フェスタなどの各種イベントでの啓発を図る	●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中海環境フェアinよなごの会場での開催は中止	×	クリーン推進課 環境政策課
(31)クリーンセンター、リサイクルプラザの見学会を行う	●クリーンセンターにおける学校・団体等の施設見学の受け入れ *令和元年度…38団体 1,614名 ●リサイクルプラザにおける学校・団体等の施設見学の受け入れ *令和元年度…38団体 1,381名	○	クリーン推進課 西部広域行政 管理組合
(32)リサイクル推進員及び自治会などとの連携を強化するとともに、住民説明会を通じて指導・啓発を行う	●リサイクル推進員656名を委嘱し、各自治会において市民へのごみの分別の啓発・指導を実施	○	クリーン推進課
(33)地域の資源ごみ回収団体の育成を図る	●資源ごみ回収団体に奨励金を交付することで、団体の活動を支援・育成 *令和元年度 交付団体数62 交付額1,414,051円（実施回数290回） *令和2年度（10月末現在）交付団体数35 交付額333,853円（実施回数130回）	○	クリーン推進課
(34)販売業者に自主的な店頭・拠点回収を要請する	●販売店での資源回収の実態の把握に努めている。	○	クリーン推進課

No.15 【数値目標】 1人1日あたりのごみ排出量

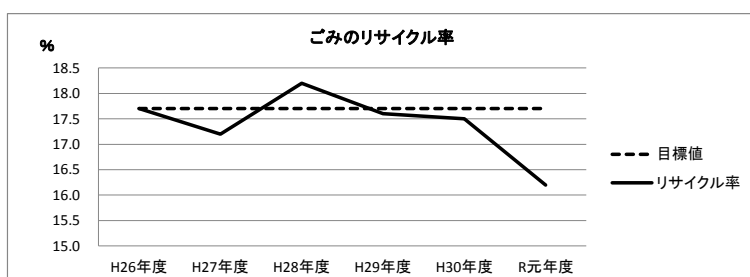
基準値	目標値	29年度	30年度	R元年度	所管課	備考
996g (平成26年度)	980g (令和2年度)	946g	951g	938g	クリーン推進課	



達成状況	特記事項
達成 (42g)	※目標値は達成しているが、内訳を見ると、家庭系ごみについては削減目標を大幅に達成しているものの、事業系ごみについては未達成となっている。事業系ごみの削減のため、事業者に対してごみを削減するよう働きかけていく必要がある。
評価	
A	

No.16 【数値目標】 ごみのリサイクル率

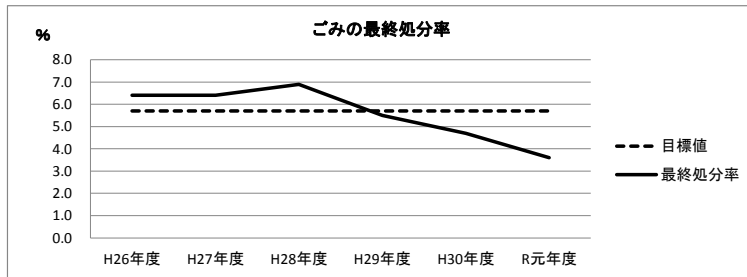
基準値	目標値	29年度	30年度	R元年度	所管課	備考
17.7% (平成26年度)	17.7% (令和2年度)	17.6%	17.5%	16.2%	クリーン推進課	



達成状況	特記事項
未達成 (▲1.5%)	※米子市クリーンセンターから排出される焼却灰及び飛灰のセメント原料化（焼却灰：H28年度～、飛灰：H29年度～）により、米子市クリーンセンター由来の資源化量は増加したが、古紙類の収集量の大幅減、集団回収の減などにより、リサイクル率が低下していく傾向にある。小型家電リサイクルの活用啓発などにより、リサイクル率の低下を最小限にとどめるよう努めていく必要がある。
評価	
B	

No.17 【数値目標】ごみの最終処分率

基準値	目標値	29年度	30年度	R元年度	所管課	備考
6.4% (平成26年度)	5.7% (令和2年度)	5.5%	4.7%	3.6%	クリーン推進課	



達成状況	特記事項
達成 (2.1%)	※平成28年2月のエコスラグセンター稼働停止、平成27年度末クリーンセンター灰溶融設備休止に伴う、溶融スラグの生成時に発生するダスト固化物の減少、令和元年度からのリサイクルプラザの資源化処理後のプラスチック残さの一部外部処理により、最終処分量が減少し、目標値の達成に至った。
評価	
A	

【1】 - (2) - ② 廃棄物の適正処理

No.18 廃棄物の適正処理

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(35)分別収集によって資源化を図り、焼却量を削減し、環境への負荷軽減に努める	●実施中 *焼却量…令和元年度44,975 t ※H30年度焼却量…45,110 t	○	クリーン推進課
(36)焼却施設からの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する	●米子市クリーンセンターで毎月1回、排ガスと悪臭の測定を実施し、結果を市HPで公表	○	クリーン推進課
(37)一般廃棄物処理施設の効率的な運用を図る	●ごみ搬入量等の推測による年間運転計画及び月間運転計画に基づく施設管理及び運用の実施	○	クリーン推進課
(38)一般廃棄物処理施設の基幹的整備を実施する	●施設の延命化を図るため、経年劣化により更新が必要な基幹的設備の改良工事をH28～R1で実施し、令和2年3月に完成。	○	クリーン推進課
(39)鳥取県西部広域行政管理組合と連携して新たな最終処分場の確保を図る	●新たな最終処分場について、鳥取県西部広域行政管理組合、構成市町村との協議に参加し、検討中	○	クリーン推進課
(40)広域可燃ごみ処理施設の設置を検討する	●新たな可燃ごみ処理施設について、鳥取県西部広域行政管理組合、構成市町村との協議に参加し、検討中	○	クリーン推進課

No.19 不法投棄防止対策

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(41)関係機関や地域住民と連携し、監視体制の強化を図る	●不法投棄の多い地区に不法投棄監視員を設置(7地区9名)	○	クリーン推進課
(42)不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・撤去に努める	●市内の不法投棄防止パトロールを実施するとともにポイ捨てごみ・不法投棄ごみを回収	○	クリーン推進課

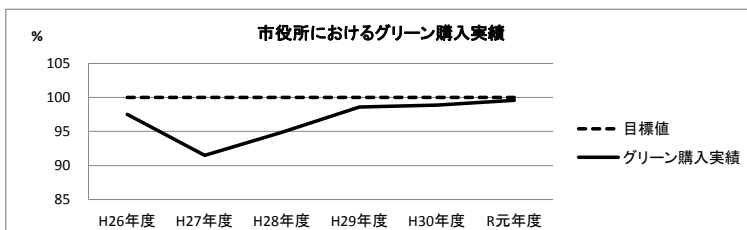
【1】 - (2) - ③ 環境にやさしい商品の利用

No.20 環境にやさしい商品の利用

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(43)エコマーク商品、グリーンマーク商品などに関する情報を提供する	●「令和2年度グリーン購入調達方針」を定めて市内に周知するとともに、グリーン購入の取組を呼びかけ、グリーン購入調達に対する意識の向上を推進	○	環境政策課
(44)事務用品などを購入する際は、「米子市グリーン購入調達方針」に基づき、率先して再利用・省資源商品の購入に取り組む	●「グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入調達方針」に基づき再生品等の購入を実践	○	環境政策課

No.21 【数値目標】市役所におけるグリーン購入実績

基準値	目標値	29年度	30年度	令和元年度	所管課	備考
97.5% (平成26年度)	100% (令和2年度)	98.6%	98.9%	99.6%	環境政策課	※市長部局、教育委員会部局及び水道局の合計



達成状況	特記事項
未達成 (▲0.4%)	※環境物品等調達の基本的な考え方 (1) 物品等の購入に際しては、環境負荷の低減に配慮された製品を優先する (2) 調達の必要性と適性を考慮し、必要最小限とする * 国が毎年度閣議決定を行う「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参考 引き続き市役所各部署に対し周知啓発に取り組む。
評価	
A	

【2】生活環境の目標 - (1) 大気・水環境の保全 - ① 大気汚染防止対策の推進

No.22 暮らしに伴う大気環境負荷の低減

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(45)家庭ごみの野焼き行為の防止について啓発を行う	●市ホームページ、市報、ごみカレンダー、パンフレットによる啓発 ●通報、問い合わせに対しては個別に対応し、焼却現場に向かうなどした現地指導の実施	○	環境政策課

No.23 工場、事業所などによる大気汚染の防止

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(46)環境基準設定項目を中心に常時監視を継続し、大気汚染にかかる環境基準の達成・維持に県と連携して努める	●環境保全協定を締結している事業所に対し、定期的な監視データの提出を依頼	○	環境政策課
(47)光化学オキシダント緊急時における市民への周知対策を推進する	●光化学オキシダント緊急時対応マニュアルに基づく対応	○	環境政策課
(48)大気中の微小粒子状物質(PM2.5)が高濃度になることが予想される場合等は、県と連携して市民への注意喚起を行う	●微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起を市ホームページ等により周知	○	環境政策課

No.24 【数値目標】空気のきれいさに対する満足度

基準値	目標値	30年度	令和元年度	評価	所管課	備考
80.4% (平成27年度)	90%以上 (令和2年度)	アンケート調査 実施なし	85.20%	B	環境政策課	※令和元年度 アンケート調査実施

No.25 【数値目標】大気の汚染に係る環境基準の達成状況

基準値(25年度)	目標値	29年度	30年度	評価	所管課	備考
【基準達成】 二酸化イオウ、二酸化窒素、一酸化炭素	現状維持し、さらに良好な環境	【基準達成】 二酸化イオウ、二酸化窒素、一酸化炭素、微小粒子状物質	【基準達成】 二酸化イオウ、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質	B	環境政策課	
【基準未達成】 光化学オキシダント、浮遊粒子状物質	環境基準の達成	【基準未達成】 浮遊粒子状物質 【基準未達成】 光化学オキシダント	【基準未達成】 光化学オキシダント			

【2】 - (1) - ② 生活排水の適正処理

No.26 生活排水対策

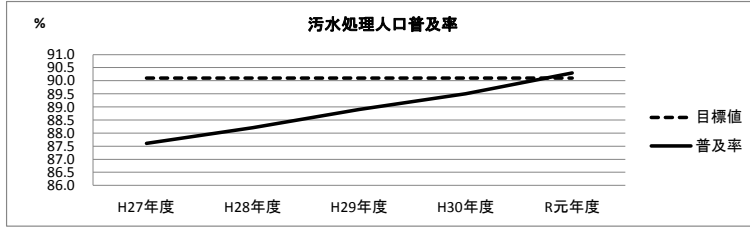
米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(49)水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する	●県の公共用水域水質測定計画に基づく河川水質調査及び市独自の河川水質調査の実施 ●中海水質調査の委託	○	環境政策課
(50)「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策を推進する	●令和8年度末までに、汚水処理人口普及率95%達成するため、令和元年度から下水道管きよ整備量の増加及び合併処理浄化槽補助制度の拡大を図っている。 ●米子市の水質保全施策の取りまとめ及び県への報告	○	下水道企画課 環境政策課
(51)住民で組織する水環境保全団体の活動支援を行う	●地域の生活環境を保全するための活動を継続している「米子市環境をよくする会」、「加茂川を美しくする運動連絡協議会」などの活動費の補助等	○	環境政策課 クリーン推進課
(52)除草や浚渫、側溝、道路清掃を推進するなど流出水対策を講じる	●市道の除草や地元で作業できない暗渠部の清掃を実施。また、河川の浚渫を実施予定	○	道路整備課
(53)下水道整備完了地域においては、下水道接続するよう継続した取組を推進する	●対象家屋を戸別訪問し、現状把握と下水道への接続の働きかけを実施 ●下水道接続のための宅内配管工事費用に係る融資制度を拡充	○	下水道営業課
(54)当分の間下水道整備が見込めない地区においては、合併処理浄化槽の普及促進を図る	●当分の間下水道整備が見込めない地域において、住宅・事業所等のくみ取り槽、単独浄化槽を合併処理浄化槽への転換する者に対する補助制度を拡大して実施(設置目標年間100基 令和元年度実績90基 令和2年度10月末現在62基) ●制度普及のため戸別訪問を実施	○	下水道営業課
(55)浄化槽の適正管理を推進する	●浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の必要性を市報、下水道広報紙等により周知 ●法定検査の受検者で不適正結果となった者に対し、改善措置をするよう通知 ●法定検査未受検者に対して受検勧奨通知 ●前年度補助金受給者に対し法定検査結果の提出依頼を実施	◎	下水道営業課
(56)計画的な公共下水道整備を推進する	●年間60haを目標に整備を行う ※令和元年度：64ha、 令和2年度末見込み：60ha以上	○	整備課
(57)下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化支援制度を活用して効率的な改築・更新を行う	●終末処理場の改築工事の実施 内浜処理場監視制御設備、内浜処理場計装設備、内浜処理場污泥処理設備、淀江浄化センター水処理設備、皆生処理場水処理設備 ●中継ポンプ場の改築工事の実施 中央ポンプ場雨水ポンプ設備、中央ポンプ場沈砂池設備 ●下水道管きよ重要路線7kmの点検・調査を実施中 ●管路施設の改築。 管更生工事実施中 L=320m	○	施設課 整備課
(58)下水道汚泥を資源化により有効利用する	●資源有効利用(セメント化、炭化)を継続実施中	○	施設課

No.27【数値目標】水のきれいさに対する満足度（類型指定されていない河川）

基準値	目標値	29年度	令和元年度	評価	所管課	備考
69.1% (平成27年度)	80%以上 (令和2年度)	アンケート調査 実施なし	70.4%	B	環境政策課	※令和元年度 アンケート調査実施

No.28【数値目標】汚水処理人口普及率

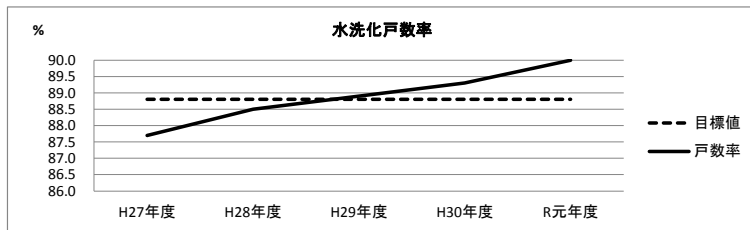
基準値	目標値	30年度	R元年度	所管課	備考
87.6% (平成27年度)	90.1%以上 (令和2年度)	89.5%	90.3%	整備課 下水道企画課	※普及率＝整備人口（公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽）／行政人口



達成状況	特記事項
達成 (0.2%)	令和8年度末に95.0%達成目標とする生活排水対策方針を策定し、令和元年度から下水道管さよ整備量増加及び合併処理浄化槽補助制度拡充を実施中。
評価	※県内他市の状況（令和元年度末）
A	鳥取市 97.9% 倉吉市 95.8% 境港市 86.8% 鳥取県全体 94.8%

No.29【数値目標】水洗化戸数率（公共下水道事業）

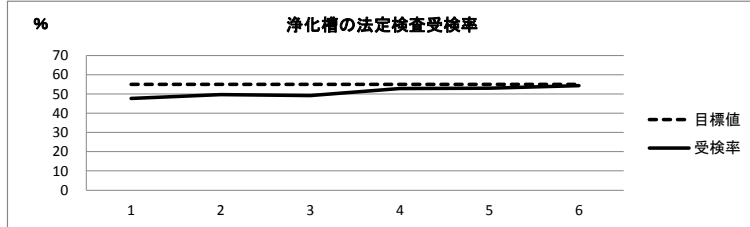
基準値	目標値	30年度	R元年度	所管課	備考
87.7% (平成27年度)	88.8%以上 (令和2年度)	89.3%	90.0%	下水道営業課	※公共下水道事業における水洗化戸数率（水洗化戸数／整備済戸数）



達成状況	特記事項
達成 (1.2%)	※対象家屋を戸別訪問し、現状把握と下水道接続の働きかけを実施中
評価	※平成30年度から下水道接続するための宅内配管工事費用に係る融資あっせん制度を拡充し、併せて広報等の取組を実施中
A	

No.30【数値目標】浄化槽の法定検査受検率

基準値	目標値	29年度	30年度	R元年度	所管課	備考
47.64% (平成26年度)	55%以上 (令和2年度)	52.74%	53.00%	54.30%	下水道営業課	※浄化槽法7条及び11条に基づく法定検査の受検率



達成状況	特記事項
未達成 (▲0.7%)	※浄化槽保守点検、清掃、法定検査の必要性を広報紙等により周知。
評価	※未受検者に対し受検勧奨の通知を送付し、受検率の向上を図る取組を実施中
A	※前年度補助金受給者に対し法定検査結果通知書の提出を依頼し、全員の受検を確認(R2実施)

No.31【数値目標】美保湾水質（A類型海域）

基準値	目標値	29年度	30年度	評価	所管課	備考
【基準達成】 (平成25年度) pH、COD、DO、 大腸菌群数、油分	現状維持し、さらに良好な環境	【基準達成】 DO、油分 【未達成】 pH、COD、大腸 菌群数	【基準達成】 pH、COD、大腸 菌群数、油分 【未達成】 DO	B	環境政策課	

No.32【数値目標】日野川水質（AA,A類型河川）

基準値	目標値	29年度	30年度	評価	所管課	備考
【基準達成】 (平成25年度) pH、BOD、SS、 DO	現状維持し、さらに良好な環境	【基準達成】 pH、BOD、SS、 DO	【基準達成】 pH、BOD、SS、 DO	B	環境政策課	
【基準未達成】 (平成25年度) 大腸菌群数	環境基準の達成	【基準未達成】 大腸菌群数	【基準未達成】 大腸菌群数			

No.33【数値目標】中海水質（A類型湖沼）

基準値	目標値	29年度	30年度	評価	所管課	備考
【基準達成】 (平成25年度) SS	現状維持し、さらに良好な環境	【基準達成】 DO、大腸菌群数	【基準達成】 なし	B	環境政策課	
【基準未達成】 (平成25年度) pH、COD、DO、 大腸菌群数、全窒 素、全リン	環境基準の達成	【基準未達成】 pH、COD、SS、 全窒素、全リン	【基準未達成】 pH、COD、SS、 DO、大腸菌群 数、全窒素、全リ ン			

【2】 - (1) - ③ 事業活動における水環境の保全

No.34 水環境の保全

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(59)公共用水域(中海、河川など)については、関係機関と協力して事業所排水の指導の充実を図り、水質浄化を推進する	●事業所と環境協定等を締結し、定期的に監視を実施 ●県と連携し、水質汚濁防止法等に基づく立入等による改善指導の実施	○	経済戦略課 環境政策課
(60)地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理を推進する	●環境保全型農業の推進による施肥の低減化や、家畜排せつ物の適正処理、堆肥化による循環型農業の推進についての啓発を実施	○	農林課
(61)環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進する	●施策を周知する機会はないが、研修・講演等に出席し知識の向上に努めている。	○	農林課
(62)環境保全型農業直接支援対策を推進し、地域の水環境の向上を図る	●環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を実施 *R1年度実績 18.23ha *R2年度見込み 9.41ha	○	農林課
(63)需要に応じた工業用水の確保と安定供給を実施する。	●供給先の事業転換により需要がなくなったため令和元年8月以降休止中。	—	水道局

【2】 - (1) - ④ 水源の保全

No.35 水源の保全

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(64)水源の再生、更新及び水源開発を推進する	●戸上水源地の既存井戸の更新を継続的に行い、安定取水を図る。	○	水道局
(65)水源かん養林の保全及び育成を行う	●鳥取県持続可能な地下水利用協議会として、水源の涵養事業に係る森林整備活動に参加する。	○	水道局
(66)自然と環境の保全に向けた啓発活動を推進する	●新型コロナウイルス感染症の影響で一斉清掃は中止となったが、検針お知らせと同時に配布する広報紙や、本庁舎で掲示する懸垂幕で日野川流域憲章等の環境保全啓発についてPR。	○	水道局
(67)県と連携して地下水源の保全に努める	●鳥取県持続可能な地下水利用協議会として、水道水源等の地下水データを提供	○	水道局

【2】 生活環境の目標 - (2) 騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進 - ① 騒音・振動・悪臭の防止

No.36 騒音・振動対策の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(68)適切な騒音防止対策を講じるため、騒音監視の充実を図る	●自動車騒音常時監視による騒音測定、評価を実施	○	環境政策課
(69)特定建設作業時の騒音・振動発生抑制を指導する	●特定建設作業実施届出による審査及び必要に応じ現地調査実施	○	環境政策課
(70)事業者に対する防音対策の指導を行う	●特定施設の届出時、また法令上該当の新規事業者へ法に基づく指導を実施	○	環境政策課
(71)近隣自治体や県と連携し、航空機騒音対策を推進する	●航空機騒音自動測定器による常時監視を実施	○	環境政策課
(72)近隣騒音に対する相談内容を把握し、早期対策を講じる	●騒音に対する相談、苦情がある場合、現地調査の実施及び原因確認により原因者へ指導・助言	○	環境政策課

No.37 悪臭防止対策の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(73)地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や条例に基づく指導を行うとともに、市民の意識啓発に取り組む	●悪臭による苦情や相談に対し、法などに基づく指導などの対応を実施	○	環境政策課
(74)工場・事業所及び飲食店などに対し、施設の適正管理についての指導を行い、悪臭防止対策を推進する	●公害防止協定等の締結事業者に対する定期的な監視等の実施 ●苦情や相談及び定期的な臭気測定を実施し、現状を把握し、未然防止を図るとともに、その結果に応じ、法などに基づく指導などの対応を実施	○	環境政策課

【2】 - (2) - ② 汚染物質などの適正処理

No.38 有害化学物質対策の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(75)有害化学物質についての正しい情報を、県と連携して市民・事業者へ提供する	●県(水環境保全課・環境立県推進課)と連携し対応	○	環境政策課
(76)アスベスト撤去支援事業を進める	●吹付けアスベストについて、分析調査及び除去等工事に係る費用の補助を実施 〔補助上限額〕分析調査：250千円/1棟(10/10) 除去：10,000千円/1棟(15,000千円の2/3) *令和2年度(10月末現在) 分析調査：0件 除去：2件 10,588千円	○	建築相談課
(77)土壌汚染対策を県と連携して行う	●県と連携し、土壌汚染対策法に基づく調査及び指導の実施	○	環境政策課

【2】 - (2) - ③ 新たな環境問題への対応

No.39 新たな環境問題の情報収集

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(78)新たな環境問題に関する情報収集を行う	●又カカ力発生抑制対策モデル事業を実施	○	環境政策課

【2】 生活環境の目標 - (3) 放射線量の監視 - ① 放射線量のモニタリング、情報提供

No.40 環境放射線量のモニタリング、情報提供

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(79)環境放射線モニタリング情報の入手に、国・県などと連携して努めるとともに、モニタリング結果を公表する	●河崎小学校に設置してある固定型モニタリングポストなどの測定データを、市役所庁舎1階でモニター表示にて公開 ●大篠津公民館、和田公民館、夜見公民館及び彦名公民館に設置した可搬型モニタリングポストのデータを、鳥取県及び米子市のホームページ、市役所庁舎1階モニター及び現地4公民館で公開	○	環境政策課
(80)中国電力に対して、島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を求める	●鳥取県、境港市と連携し中国電力と引き続き協議中	○	防災安全課
(81)食品の放射能検査による食の安全安心に努める	●過去5年間実績なし。令和元年度で事業終了	—	環境政策課

【3】 自然環境の目標 - (1) 森林・農地・湿地などの適切な利用 - ① 森林の保全

No.41 森林の整備・保全

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(82)間伐、枝打ちなど造林保育事業を推進する	●市行造林において、森林整備(保育間伐)を実施 R1年度：実施なし R2年度：実施予定なし	—	農林課
(83)松くい虫防除事業を推進する	●地域の状況に応じた松くい虫防除事業を実施 *R1年度実績：特別防除179ha、伐倒駆除0㎡、特別伐倒駆除57,87㎡ *R2年度見込：特別防除179ha、伐倒駆除0㎡、特別伐倒駆除55㎡	○	農林課

【3】 - (1) - ② 農地の保全と活用

No.42 優良農地の保全と集積の促進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(84)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する	●利用権設定等促進事業に取り組むとともに、農地中間管理事業を進め、担い手の育成を推進	○	農林課
(85)農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する	●担い手への農地集約を図る農地中間管理事業に取り組むとともに、新たに利用権設定を行った認定農業者へ助成金を交付し、農家の規模拡大を促進	○	農林課
(86)農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を推進する	●利用権設定を行い、耕作放棄地を解消する農業者に対して助成を行い耕作放棄地の解消を促進 *R元年実績 85アール	○	農林課

No.43 環境にやさしい農業の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(87)「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき有機農業など環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進する	●有機農業など環境にやさしい農業の取組について、農業団体との情報の共有化や、動向把握を実施	○	農林課

【3】 - (1) - ③ 環境に配慮した漁業の推進

No.44 環境に配慮した漁業の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(88)廃船や漁網などの廃棄物の適正処理を啓発する	●FRP船の不法投棄の防止を図るため、FRP船リサイクルシステムの利用を市HP等で周知	○	水産振興室
(89)魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する	●美保湾沿岸域の魚礁に引っ掛かった漁網等の廃棄物を除去・処理する漁協に対して支援実施	○	水産振興室

【3】 - (1) - ④ 食物の地産地消の推進

No.45 食物の地産地消の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(90)地産地消に関する情報を提供する	●市HPで直売所の情報提供を行うとともに、補助事業により直売活動の支援を実施 ●学校給食に使用している食材(米、パン用小麦粉、牛乳、生肉、野菜、加工品)の産地を市HPで公表	○	農林課 学校給食課
(91)地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める	●令和2年度(10月末時点)の鳥取県内産食材の使用比率55% (野菜類等 47%、魚介類 100%、豆類 100%、食肉類 100%、きのこと類 53%、その他 100%)	○	学校給食課
(92)鳥取県及びJAと食材の生産・流通などについて情報交換を行う	●鳥取県やJA鳥取西部と学校給食における地場産物の積極的な活用について情報交換を実施した。	○	学校給食課

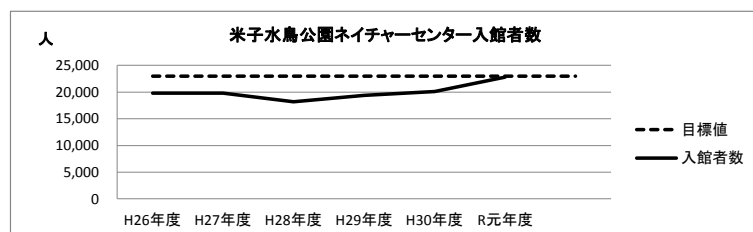
【3】 - (1) - ⑤ 中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用

No.46 中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(93)米子水鳥公園の運営による中海の賢明利用の促進及び湿地環境保全を実施する	●米子水鳥公園において、各種事業を実施。年間入館者22,830人(令和元年度)	○	環境政策課
(94)中海圏域行政団体や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約登録湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する	●中海会議に参画し、国土交通省、鳥取県、島根県、境港市、松江市及び安来市と連携・協議 ●中海自然再生協議会への参加	○	環境政策課

No.47【数値目標】米子水鳥公園ネイチャーセンター入館者数

基準値	目標値	29年度	30年度	R元年度	所管課	備考
19,831人 (平成26年度)	23,000人 (令和2年度)	19,409人	20,088人	22,830人	環境政策課	※令和2年10月末現在入館者数 7,066人



達成状況	特記事項
未達成 (▲170人)	※令和元年度新規事業：中海生態系調査研究事業
評価	
B	

【3】 自然環境の目標 - (2) 生物多様性の確保 - ① 野生動植物の保護

No.48 野生動植物の保護

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(95)希少野生動植物は、県に協力して保護に努める	●特定希少動植物の保護ため、市内で民間業者による捕獲がある場合、捕獲種名等の情報を県と情報共有し、違法採取につながらないよう努める。	○	環境政策課

【3】 - (2) - ② 生態系を守る取組

No.49 生息空間の保全・創造

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(96)生物多様性の重要性を啓発する	●啓発用ポスター、リーフレット等を小学校へ配布	○	環境政策課
(97)生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する	●米子水鳥公園において、貴重な動植物の保全及び市民に対する環境学習を実施	○	環境政策課

【3】 - (2) - ③ 特定外来生物対策

No.50 特定外来生物の防除

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(98)特定外来生物の防除を県と連携して啓発する	●特定外来生物オオキンケイギク及びセアカゴケグモについて市HPや市報で広報啓発 ●特定外来生物について、県と連携して情報収集	○	環境政策課
(99)在来生物に悪影響を及ぼす可能性のある特定外来生物に対して駆除を行う	●特定外来生物オオキンケイギクの栽培者へ注意喚起を実施 ●市所管施設における特定外来生物オオキンケイギクの成育状況調査及び所管課による防除作業を実施 ●県と連携して特定外来生物セアカゴケグモの防除体制整備	○	環境政策課

【4】 快適環境の目標 - (1) 自然環境と調和した生活環境の創造 - ① 緑あふれるまちづくり

No.51 緑の保全

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(100)樹林地・農地などの保全・再生を目指す	●樹木のある公園・緑地について、管理上問題となったものに対して適切な管理に努めている。	○	都市整備課

No.52 緑化の推進(1)

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(101)市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化を推進する	●市街地の街路樹の維持管理を実施中	○	道路整備課
(102)市民との協働による緑化活動の推進を図るため、樹木のオーナー認定、緑化活動団体の支援、緑化イベントなどの支援に努める	●緑化活動団体の支援、緑化イベントなどの支援に努めている。 *R1度実績 緑化活動支援事業 5件(30,000円/件) 緑化フェア 1件(100,000円)	○	都市整備課

No.52 緑化の推進 (2)

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(103)安心・安全に利用できる公園施設の確保に努める	●弓ヶ浜公園、湊山公園、皆生海浜公園などの公園施設が安心・安全に利用できるよう施設管理に努めている。	○	都市整備課
(104)緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る	●森林の整備、緑化の推進を図る目的で、市民への啓発と緑の募金運動(R1年度募金額2,329,576円)及び一株植樹運動(R1年度69本)を実施	○	農林課

【4】 - (1) - ② 適正な土地利用の推進

No.53 調和のとれた土地利用の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(105)米子市都市計画マスタープランに基づき、効率的で計画的な土地利用を推進する	●市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の地域地区等により、効率的で計画的な土地利用を推進	○	都市創造課

【4】 快適環境の目標 - (2) 地域の特性を活かした景観づくり - ① 自然・歴史的景観の保全と活用

No.54 文化財の保全と活用

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(106)有形・無形の文化財を適切に保護・保存し次世代に継承していくために指定文化財の保護及び保存の充実とともに、未指定文化財の保護及び文化財指定の促進を図る	●日常的にパトロールを実施し、史跡などで保存・活用を妨げている箇所や異常、危険箇所の把握に努め、除草や危険木の除去などの維持管理を実施。米子城跡では市民ボランティアによる石垣除草などを実施 ●有形文化財(石造唐獅子・桃形兜)の新指定を行うとともに、史跡・民俗文化財などの指定文化財候補の調査研究を継続的に実施している。	◎	文化振興課
(107)さまざまな歴史的な文化遺産について調査研究の推進を図る	●改正文化財保護法に規定された文化財保存活用地域計画の策定を目指して、未指定文化財の情報収集、調査、研究を進める。	◎	文化振興課
(108)さまざまな歴史的な文化遺産について、展示・公開・講座・講演会・体験学習などの活用事業の展開を行い、情報発信、資料提供など積極的な活用を図る	●市内のなかよし学級13校で勾玉づくりなどの古代体験学習の実施。米子城跡については、城山・城下町ガイドウォーク、フェスタ、ライトアップなど一連の「米子城魅せるプロジェクト」を実施。その他、山陰歴史館・図書館等での資料展示、史跡解説の実施など、文化財を活用したソフト事業を通して、文化財を理解するための啓発活動を実施。その他、史跡紹介パンフの作成、配布などを実施	○	文化振興課

No.55 伝統文化の継承と活用

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(109)伝統工芸の保存・継承を図るとともに、伝統工芸の良さを広める	●和傘の制作体験、見学の実施など、和傘の魅力をイベント等で発信に努めるとともに、後継者育成にも努めた。	○	文化振興課
(110)伝統芸能・伝統行事への参加を促進する	●伝統芸能の講習会の開催や支援を通して、伝統芸能の魅力を広め、参加の促進を図った。 ●とんど行事が県の指定文化財となり、保存継承への支援を図った。	○	文化振興課
(111)伝統工芸・伝統芸能・伝統行事など伝統文化を担う後継者の育成を図る	●子どもを対象とした伝統芸能の講習会の開催、和傘の制作場の提供、後継者育成の支援を実施 ●伝統行事の記録作成に向けた検討	○	文化振興課

No.56 観光資源の整備・活用

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(112)地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興を図る	●新型コロナウイルス感染症の影響により、「全日本トライアスロン皆生大会」、「皆生・大山SEA TO SUMMIT」及び「再生神話の郷マラニック」など開催中止となった。	×	観光課 スポーツ振興課

【4】 - (2) - ② まちなみ景観の保全

No.57 景観の保全と形成

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(113)米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設など、届出対象行為に係る届出の審査、公共事業における通知制度などにより、良好な景観の創出を行う	●米子市景観計画に基づく行為届出書の審査及び許可と通知書の受理等	○	建築相談課
(114)平成の都市景観施設賞などにより、景観形成に関する市民への情報提供や啓発などを行う	●都市景観施設賞の募集による表彰予定(1月頃)	○	建築相談課
(115)魅力ある景観を形成するため、市内全域で鳥取県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制を行う	●屋外広告物表示・掲出物件設置許可申請の審査及び許可等	○	建築相談課

No.58 危険家屋対策の推進 (1)

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(116)危険家屋に係る現状調査の実施や所有者による空家の適切な管理の促進を図るとともに、住民等からの空家に関する相談、危険家屋への対応並びに支援制度の検討を行う	●空家等に関する総合窓口として対応を実施 ●「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理がされていない空家等の所有者に対し改善指導を実施 ●不動産関係団体及び鳥取県司法書士会と連携し、空家等の市場への流通の促進と適切な管理の推進等の取組を実施 ●特定空家等を所有者等が自ら除却する場合に、特定空家等の解体撤去費用の一部を補助する制度を実施	○	住宅政策課

No.58 危険家屋対策の推進（2）

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(117)空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための空家等対策計画の策定を検討する	●空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための空家等対策計画を平成31年3月に策定	○	住宅政策課

【4】－（2）－③ 環境美化の推進

No.59 きれいなまちづくりの推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(118)市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動を促進する	●環境をよくする会による市内一斉清掃(春・秋)や加茂川を美しくする運動連絡協議会による加茂川清掃活動などにより、地域活動への参加意識の醸成促進	○	クリーン推進課 環境政策課
(119)「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に基づいて、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止を啓発する	●市HP、市報、パンフレット、立看板等による啓発活動の実施	○	環境政策課

【5】 環境意識の目標－（1） 環境学習の推進－① あらゆる世代の環境学習の推進

No.60 環境学習の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(120)米子水鳥公園を拠点として環境学習を推進する	●小学生が米子水鳥公園で環境学習を行う機会を提供するため、交通費を負担する事業を実施 *令和元年度実績 19校 1,130人	○	環境政策課
(121)こどもエコクラブ活動を支援する	●米子水鳥公園と協力し、体験型学習に重点をおいたこどもエコクラブ活動を支援	○	環境政策課
(122)公民館などでの環境学習会を開催する	●施設紹介及びごみの減量、分別について、小学校へ出前授業を実施（2校） ●鳥取県地球温暖化防止活動推進センターと協力し、中学生に対し環境学習（講演会や探究学習の支援）を実施（2校） ●公民館において、環境学習に資する講座を3講座開催した。	○	クリーン推進課 環境政策課 生涯学習課
(123)児童・生徒及び企業の環境問題担当者などに対する環境学習の機会を提供する	●米子水鳥公園において放課後児童クラブ及び放課後デイサービス利用者や老人会等に対する環境学習を実施。	○	環境政策課

No.61 環境学習施設の整備

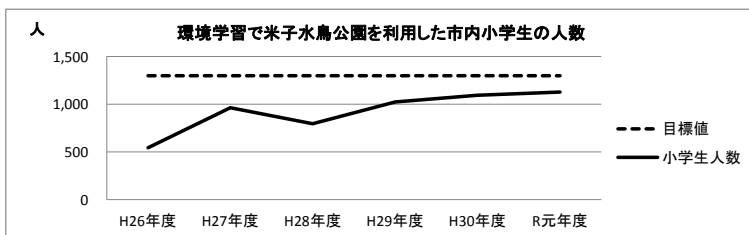
米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(124)計画的な施設改修及び適正な維持管理を行い、環境学習施設の充実を図る	●米子水鳥公園について、施設改修等の計画的な整備を実施	○	環境政策課
(125)環境に配慮した学校環境の整備・充実を図る	●就将小学校教室棟大規模改修の際に、屋根・外壁に遮熱・断熱工法を採用、窓に複層ガラスを採用、照明器具にLED照明を採用、トイレに節水型機器を採用。 ●福米西小学校校舎増築の際に、窓に複層ガラスを採用、照明器具にLED照明を採用、トイレに節水型機器を採用。 ●普通教室等空調設備整備（小学校20校、中学校10校（算蚊屋中含む））及び特別教室等空調設備改修（東山中）の際に、省エネタイプの空調設備を採用。	○	教育総務課

No.62 人材の育成

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(126)環境学習プログラムの企画・運営・指導などを担うことができる人材の育成を支援する	●鳥取県地球温暖化防止活動推進センターと協力し、中学生に対し、環境学習（講演会や探究学習の支援）を実施。 ※実施校：市内2中学校 ●鳥取県主催のとっとりエコサポーター養成講座を案内	○	環境政策課

No.63 【数値目標】 環境学習で米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数

基準値	目標値	29年度	30年度	令和元年度	所管課	備考
544人 (平成26年度)	1,300人 (令和2年度)	1,023人	1,094人	1,130人	環境政策課	※施策（120）関連：交通費（バス借用料）に対し補助金を支出した小学校の児童数



達成状況	特記事項
未達成 (▲170人)	※事業開始：平成25年10月 *令和2年度利用実績（予定含）：13校、519人 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により利用が減少しているが、昨年まで順調に利用が増え、引き続き事業の周知方法を工夫する等、利用校の増加に向けた取組を進める。
評価	
B	

【5】 - (1) - ② 市民、事業者などへの環境意識の普及啓発

No.64 環境意識の普及啓発 (1)

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(127)環境イベントを開催して、広く市民への環境意識の普及啓発を行う	●NPO法人中海再生プロジェクト、鳥取県、米子市の共催による「中海環境フェアinよなご」は、今年度、中海保全活動に関する映像を作成しケーブルテレビと動画SNSで配信	○	環境政策課

No.64 環境意識の普及啓発 (2)

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(128)環境保全団体と連携して、環境意識の普及啓発に努める	●中海・宍道湖一斉清掃、企業懇話会主催の皆生海岸清掃が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。中海・宍道湖一斉清掃の代替え事業として本市独自で10月に中海アダプトプログラム団体を中心に中海清掃を実施(新型コロナウイルス対策として三日間に分けて実施)	○	環境政策課 クリーン推進課
(129)環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する	●地域の環境美化に功労のあった団体や個人に対し感謝状を贈呈し、該当者を市報・市HPに掲載(2団体、個人7名)	○	環境政策課

No.65 環境情報の発信

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(130)広報誌、ごみカレンダー、ホームページなどを活用して各種の環境情報を発信する	●スマートフォン用ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」、市HP、広報よなご、よなごみ通信、ごみカレンダー、庁舎動画広告等を利用して発信	○	環境政策課 クリーン推進課
(131)本市の環境の現況や取組の実績をまとめた年次報告「米子市の環境」を公表する	●毎年度、市HPにおいて公開中 ※米子市環境基本条例第10条の規定に基づくもの	○	環境政策課

【5】 環境意識の目標 - (2) 自主的な活動の推進 - ① 参加と協働のまちづくり

No.66 環境美化活動への市民参加の促進

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(132)地域住民、環境美化団体などと連携して、環境美化の実施及び啓発に努める	●各地域でボランティア清掃を行う団体等に対し、ボランティア袋・ボランティアシールの支給及びごみ回収を実施	○	クリーン推進課
(133)米子市環境をよくする会と連携して、市内一斉清掃を実施する	●米子市環境をよくする会による市内一斉清掃(春4/19・秋10/4)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各自治会の判断により実施、中止の対応を行った。	○	クリーン推進課

【5】 - (2) - ② 広域的な連携

No.67 周辺自治体との連携

米子市の具体的施策	取組状況(令和2年10月末現在)	進捗状況(自己評価)	所管課
(134)「ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動に取り組む	●国、鳥取・島根両県及び中海・宍道湖周辺5市が毎年環境月間(6月)に共同で実施する「中海・宍道湖一斉清掃」は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止。	×	環境政策課
(135)中海圏域行政団体と連携して、中海の水質改善・利活用を促進する	●中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携して、環境保全活動「子ども探検スクール」の実施。また、豊かな自然環境資源情報(米子水鳥公園)を地方紙の子供向け新聞で情報発信のほか、5市ケーブルテレビによる自然環境情報発信番組(15分番組)を制作し、令和3年2月~3月に放送予定	○	環境政策課

資料編

- 1 米子市環境基本条例
- 2 環境都市宣言
- 3 環境関連用語集
- 4 環境関係年表（主なできごと）

1 米子市環境基本条例

米子市環境基本条例

平成17年3月31日条例第95号

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務及び役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- (5) 地球環境保全に資する取組の推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境施策

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するように努めるものとする。

(公害等の防止)

第13条 市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成及び負担)

第14条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

(資源の循環的利用等の促進)

第 1 5 条 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 1 6 条 市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 1 7 条 市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第 1 8 条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 米子市環境審議会

(設置及び所掌事務)

第 1 9 条 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 4 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 2 0 条 審議会は、委員 2 5 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 民間団体の代表者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第23条 審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

4 部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省 略

2 環境都市宣言

環 境 都 市 宣 言

平成18年3月28日議決

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の存続基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。

我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。

3 環 境 關 連 用 語 集

用語	フリガナ	解説
3R	3R	リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のこと。
4R	4R	リフューズ（不要なものを断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のこと。
BOD	BOD	Biochemical Oxygen Demandの略で、日本語では生物化学的酸素要求量。河川の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
COD	COD	Chemical Oxygen Demandの略で、日本語では化学的酸素要求量。湖沼・海域の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
DO	DO	Dissolved Oxygenの略で、日本語では溶存酸素。水の汚染状態を示す一つの指標で、水に溶けている酸素量のことをいう。汚染度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになる。
ESD 教育	ESD キョウイク	Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」の意味。
EV	EV	Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電気を充電した蓄電池の電力でモーターを動かすことで車を駆動させる。
EV100	EV100	令和2年までに事業利用における車両の100%を電気自動車にするなど目標を掲げた、企業による電気自動車の利用や環境整備促進を目指す国際ビジネスイニシアティブ。
FCV	FCV	Fuel Cell Vehicle の略で、日本語では燃料電池自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、燃料電池自動車は、水素を燃料とする燃料電池で発電した電力でモーターを動かすことで車を駆動させる。
FIT	FIT	【固定価格買取制度】再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。
IPCC	IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、日本語では国連気候変動に関する政府間パネル。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。
ISO14001	ISO14001	国際標準化機構（ISO）による企業・法人・団体の環境マネジメントと監査に関する国際規格。企業・法人・団体の活動に伴う環境影響を継続的に改善していくための活動を管理・監査するシステム（参照 環境マネジメント）
ISO14001	ISO14001	環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた国際規格。
J-クレジット制度	J-クレジットセイド	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
MaaS	マース	Mobility as a Serviceの略で、ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレス（途切れのない、繋ぎ目のない）に繋ぐ新たな「移動」の概念。
PHV	PHV	Plug-in Hybrid Vehicle の略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO2や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。
RE100	RE100	Renewable Energy 100%の略。企業自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的なイニシアティブ（消費電力量10GWh以上の企業を対象）。
Renewable	Renewable	「再生可能な」という意味。
RPF	RPF	Refuse derived paper and plastics densified Fuel の略で、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料。
SDGs	SDGs	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。平成27年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のこと。
Society5.0	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。IoTで全ての人とモノが繋がりが、様々な知識や情報が共有され、今までに無い新しい価値を生み出すことで、課題や困難を克服。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要ときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。
TEAS	TEAS	県内の中小企業等の環境配慮活動への取組を容易にするため、環境配慮行動を審査登録・公表する県独自の制度として定めた鳥取県版環境管理システムのこと。
V2H	ブイ・トゥー・エイチ	Vehicle to Homeの略で、「クルマ（Vehicle）から家（Home）へ」を意味するこの言葉は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のこと。
VPP	バーチャルパワープラント	Virtual Power Plantの略で、日本語では仮想発電所。多数の小規模な発電所や、電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。

用語	フリガナ	解説
ZEB	ゼブ	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略で、快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。
ZEH	ゼッチ	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略で、住まいの快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下となる住宅。
アイドリングストップ	アイドリングストップ	駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることをやめること。
アジェンダ 21	アジェンダ 21	「環境と開発に関する国連会議」において、採択された「持続可能な開発のための人類の行動計画」をいう。今後、各国政府をはじめ、地方公共団体、労働界、産業界、科学的・技術団体、NGO 等のいろいろな社会構成主体が、21 世紀に向けてともに連携しつつ、着実に実行に移していくべき様々な課題が 40 章にわたって述べられている。
アダプトプログラム	アダプトプログラム	市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。
一般廃棄物	イッパンハイキブツ	産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
エコツーリズム	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
エコドライブ	エコドライブ	ゆっくり加速、ゆっくりブレーキ。車間距離にゆとりを持つなど、燃料消費量やCO2排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる”運転技術”や”心がけ”のこと。
エシカル消費	エシカルショウヒ	地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。
温室効果ガス	オンシツコウカガス	太陽からの光で暖められた地球の表面から、地球の外へ放出される赤外線を吸収し、地球の表面へ再放出し、地球の表面附近の大気を温める効果を持つガス。
カーボン・オフセット	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
カーボンニュートラル	カーボンニュートラル	ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることを指す。
化石燃料	カセキネンリョウ	動植物の死骸などの有機物が長い年月をかけて変質し、資源として採掘され使用されている物質の総称。石炭・石油・天然ガスなどが該当。
合併処理浄化槽	ガツペイシヨリジヨウカソウ	し尿と、台所や風呂から出る雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ 1/9 に減らすことができる。
環境家計簿	カンキョウカケイボ	ライフスタイルの見直しを目指して、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿等がその例。
環境基準	カンキョウキジュン	環境基本法により国が定めるもので、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。
環境基本法	カンキョウキホンホウ	平成 5 年 11 月 19 日に公布、施行された法律。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の 3 つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境保全に係る責務を明らかにしている。
環境施設帯	カンキョウシセツタイ	高速道路・国道など幹線道路に隣接する地域の生活環境を保全するために、騒音・振動・大気汚染等の道路交通に起因する障害に対処するため、道路用地として確保される一定幅員の空間をいう。
環境推進員制度	カンキョウスイシンインセイド	環境保全に関する活動を推進するため、普及啓発活動の地域リーダーとなる市民を育成する制度。
環境と開発に関する国連会議(地球サミット)	カンキョウトカイハツニカンスルコクレンカイギ(チキョウサミット)	地球環境問題が国際的な課題となる中、持続可能な発展をキーワードに多くの政府関係者、科学者、NGO 等が参加して平成 4 年 6 月にブラジルで開催された。多くの国家元首が参加して地球環境問題等について議論が行われたため「地球サミット」ともいわれている。会議の成果として、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ 21」の採択等が行われた。
環境美化推進区域	カンキョウビカスイシンクイキ	きれいな住まいまちづくりを推進し環境美化意識の一層の向上を図るため、特に必要と認められる区域として、市が指定した区域。(加茂川河口周辺、上淀廃寺周辺、米子水鳥公園周辺を指定した。)

用語	フリガナ	解説
京都議定書	キョウトギテイショ	平成9年に京都で開催された「気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された議定書。地球温暖化防止のため温室効果ガス削減に向けた目標値や手法などについて定めている。日本は平成2年を基準として平成20年から12年の間に、温室効果ガス6%削減することを約束している。
クールシェア	クールシェア	エアコンの利用により電気の使用量が多くなる夏の昼間、節電のために暑さをがまんするのではなく、涼しい場所にみんなで集まり、家庭や地域で楽しみながら省エネ・節電に繋げる取組。
グリーンインフラ	グリーンインフラ	自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
グリーンカーテン	グリーンカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。
グリーン購入	グリーンコウニュウ	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンコンシューマー	グリーンコンシューマー	環境を大切に商品やサービスを選択する消費者。あらゆる買い物について少しでも環境への影響の少ないものを選ぶことで、エコロジックな生活を実現していくとともに、「商品の選択」という消費者の力でメーカーや流通業などの環境への取り組みを促し、社会全体のエコロジック化をすすめることを目的としている。
コージェネレーション	コージェネレーション	熱電供給システムとも呼ばれ、燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に使用するシステム。ビルの所有者などが冷暖房の熱源を得ると同時に電力を発生させることを目的とする場合と、電力会社が電力を発生すると同時に排熱を利用することを目的とする場合がある。
固形燃料化(RDF)	コケイネンリョウカ(RDF)	ごみなどの廃棄物から可燃性成分を選別し、粉碎・粒度調整・成型固化などの加工を施して固形化した燃料。暖房や発電の燃料として使用する。
サーマルリサイクル	サーマルリサイクル	廃プラスチックを含む廃棄物を直接燃焼して、その熱をスチームあるいは電力として回収する方法。
再エネ100宣言 RE Action	サイエネ100センゲン RE Action	自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量10GWh未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ100%化宣言を表明しともに行動していくイニシアティブ。
再生可能エネルギー	サイセイカノウエネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱など、永続的に利用することができるエネルギー。
産業廃棄物	サンギョウハイキブツ	工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚い、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。産業廃棄物は、事業者自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。
自然公園	シゼンコウエン	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。自然公園法(昭和32年)により、国立公園と国定公園は国が指定、環境省主管、都道府県立自然公園は都道府県が条例によって指定。いずれも、自然の風景地を保護し、利用の促進、国民の保健、休養、教化に役立てる目的である。
食品ロス	ショクヒンロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
スポーツツーリズム	スポーツツーリズム	スポーツを「観る(観戦)」「する(楽しむ)」ための移動だけではなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイル。
スマートグリッド	スマートグリッド	エネルギー需要を把握して、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御最適化し、効率よく電気を送電するしくみのこと。
生物多様性	セイブツタヨウセイ	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
ダイオキシン類	ダイオキシンルイ	塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として生成する。
大腸菌群数	ダイチョウキンゲンズウ	人畜の排泄物等による水質汚濁の指標の一つ。河川水等では100ml中に存在する最も確からしい数(MPN: Most Probable Number)
地域循環共生圏	チイキジュンカンキョウセイケン	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
鳥獣保護区	チョウジュウホゴク	環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るために必要があると認めるときに設定することができるもので、鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設を設置する。
低公害車	テイコウガイシャ	窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。電気自動車や燃料電池自動車などに代表される。
特定フロン	トクテイフロン	フロンガスのうち、オゾン層破壊効果があり、温室効果が大きい、CFC(クロロフルオロカーボン)及びHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)を特定フロンという。

用語	フリガナ	解説
鳥取県グリーン商品認定制度	トトリケングリーンショウヒン ニンテイセイド	県内で発生した循環資源（廃棄物や間伐材等）を原材料として県内で製造、または加工されている商品について、一定の要件に適合するものを「鳥取県認定グリーン商品」として認定している。
生ごみたい肥化(コンポスト化)	ナマゴミタイヒカ(コンポストカ)	台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ごみをコンポスト容器で微生物の働きによって堆肥(コンポスト)化し土に還元すること。
熱回収	ネツカイシュウ	廃棄物を焼却する際の熱エネルギーを回収し、利用すること。
パークアンドライド	パークアンドライド	従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するように誘導するシステム。パーク&ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。
パリ協定	パリキョウテイ	第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催されたパリにて、平成27年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定(合意)
バイオディーゼル燃料(BDF)	バイオディーゼルネンリョウ (BDF)	食用として使用済みの植物油、動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のエンジンに改造なしで流用可能。排気ガス中にSOxが発生せず、二酸化炭素も黒鉛も軽油より少ないことに加え、植物起源の原料(=バイオマス)であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても注目を集める。
バイオマス	バイオマス	動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源。
バイオマスプラスチック	バイオマスプラスチック	生物資源(バイオマス)から作られた合成樹脂(プラスチック)。
風致地区	フウチチク	都市計画の中の地域の一つ。都市の風致を維持するためにつくられる地区である。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、寺社苑、水辺、公園憩楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘などが該当する。
フード・マイルージ	フード・マイルージ	食糧(= food)の輸送距離(= mileage)という意味。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送に係る燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイルージの高い国ほど、食糧消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる
フードシェアリング	フードシェアリング	ICT等での情報共有により、賞味期限切れや売れ残り食品を減らしたい事業者と、安価においしい料理が購入できるという消費者をマッチングし、食品ロスを削減するサービス。
フードドライブ	フードドライブ	家庭などで余った食品等、家庭から福祉施設等へ無償で提供する活動。
フードバンク	フードバンク	食品の製造工程で発生する規格外品等、企業から福祉施設等へ無償で提供する活動。
星空ライトダウンキャンペーン	ホシゾラライトダウンキャンペーン	必要のない照明を消すことを呼びかけ、美しい星空を仰ぐなどスローな夜を楽しみ、環境問題について関心を高める取組。
マイクロプラスチック	マイクロプラスチック	環境中に存在する微細なプラスチックごみのこと。海洋に流出したプラスチックごみが紫外線等の作用により微細化し、海洋生物への影響が懸念されている。
メタンハイドレート	メタンハイドレート	メタンと水が結合して結晶化した固体で、温室効果ガスの排出量が石油や石炭に比べ少ないとされている。
モーダルシフト	モーダルシフト	貨物や人の輸送手段の転換を図ること。
ライフサイクル	ライフサイクル	経済社会の物質フローにおける、原材料調達、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全過程のこと。
ラムサール条約	ラムサールジョウヤク	特に水鳥の生息地として大切な湿地の保全と賢明な利用を目的とした国際条約で、イランのラムサールという町で取り決められたので、その名前をとってラムサール条約と呼ばれている。
緑地協定	リョクチキョウテイ	「都市緑地保全法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものである。都市計画区域内の一定区域または一定区間の土地の所有者等全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市町村長の許可を得て締結される。
ワンウェイプラスチック	ワンウェイプラスチック	1回使用されたあと、ごみ又は資源として回収されるプラスチックのこと。

4 環 境 関 係 年 表

(主 な で き ご と)

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
平成13年度 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> 「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「グリーン購入法」全面施行 「新たな地球温暖化対策推進大綱」決定 「フロン回収破壊法」制定 「PCB特別措置法」制定 「鳥取環境大学」開学 「鳥取県廃自動車等の適正な保管に関する条例」施行 「鳥取県廃棄物処理計画」策定 「鳥取県グリーン購入基本方針」策定 「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」制定 鳥取県版環境管理システム「TEAS」創設 	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁が環境省へ組織改編 米国同時多発テロ
平成14年度 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> 米子市クリーンセンター供用開始 「米子市環境基本条例」制定 「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 「土壌汚染対策法」制定 「新エネルギー等電気利用法（RPS法）」制定 「地球温暖化対策推進法」改正 「自動車リサイクル法」制定 「建設リサイクル法」全面施行 「廃棄物処理法」改正 「フロン回収破壊法」全面施行 「鳥取県産業廃棄物処分場税」制定 「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」施行 	
平成15年度 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001認証取得に向けたキックオフ宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 「環境教育等促進法」制定 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 地上デジタル放送開始
平成16年度 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> 米子市環境マネジメントシステム（ISO14001）認証取得 ハッピーマンデーのごみ特別収集を開始 「米子市生活排水対策推進計画」見直し 旧米子市と旧淀江町が合併し、「米子市」が発足 	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法（VOC規制）」改正 「環境配慮促進法」制定 「外来生物法」制定 「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」制定 「鳥取県環境基本計画」の改定 アジア・太平洋環境会議「エコ・アジア2004」を米子市を主会場として開催 	
平成17年度 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> 「米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 中海のラムサール条約湿地登録 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書発効 「自動車リサイクル法」全面施行 「地球温暖化対策推進法」改正 「景観緑三法」全面施行 「省エネ法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 愛知万博「愛・地球博」開催
平成18年度 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> よなごみ通信第1号発行（ごみの有料化について） ごみの新分別区分導入（5種13分別） 「米子市みんなできれいなまちづくり条例」制定 「米子市環境都市宣言」 中海・宍道湖一斉清掃の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第三次環境基本計画閣議決定 「容器包装リサイクル法」改正（レジ袋抑制の義務化） 「鳥取県廃棄物処理計画（第6次）」策定 	
平成19年度 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ごみ有料化スタート（40kg未満の無料区分を廃止） 不法投棄監視員設置 生ごみ回収モデル事業を実施 「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正（ごみ置場からのごみの持ち去り行為を禁止） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次生物多様性国家戦略」策定 中海市長会の発足 和牛博覧会in鳥取「第9回全国和牛能力共進会」開催 「鳥取県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 	
平成20年度 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> 「こどもエコクラブ」発足 	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性基本法」制定 「第14回環日本海拠点都市会議」が米子で開催 「鳥取県地球温暖化対策条例」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道洞爺湖サミット開催
平成21年度 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> 「ごみ置場ステーション化実行計画」策定 「米子市景観計画」策定 住宅用太陽光発電システム導入促進事業に対する助成開始（H21～H30） 「旧加茂川河口周辺」を環境美化推進区域に指定 ごみ収集直営業務の民間委託の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「家電リサイクル法」対象機器追加（液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機） 「土壌汚染対策法」改正 微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準制定 COP15（コペンハーゲン） エコポイント制度開始 エコカー減税開始 太陽光発電固定価格買い取り制度開始 中海市長会が「中海圏域振興ビジョン」を制定 「鳥取県地球温暖化対策条例」制定 「中海に係る湖沼水質保全計画（第5期）」策定 	
平成22年度 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> 年末年始の豪雪への対応（枝木の無料収集及び搬入の無料受入） 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策基本法案閣議決定 生物多様性国家戦略2020閣議決定 「生物多様性地域連携促進法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
平成23年度 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次米子市総合計画」策定 「米子市環境基本計画」策定 「米子市市民自治基本条例」制定 大山町の一部地域の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入 	<ul style="list-style-type: none"> 「水質汚濁防止法」改正 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」制定 中海市長会で公用電気自動車（EV）導入 	<ul style="list-style-type: none"> 台風12号による被害
平成24年度 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 「米子市自治基本条例」施行 メガソーラーの設置及び運営に関する協定書調印 「上淀廃寺跡・伯耆古代の丘公園周辺」を環境美化推進区域」に指定 省エネルギー・再生可能エネルギー等検討委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「第四次環境基本計画」閣議決定 再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 「小型家電リサイクル法」制定 「第13回国際マンガサミット鳥取大会」開催 	
平成25年度 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> 「空き家等の適正化に関する条例」施行 市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業（第1回） 	<ul style="list-style-type: none"> エコツアーリズム国際大会2013in鳥取が開催 「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「第64回全国植樹祭」が鳥取県で開催 	
平成26年度 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ノーカー運動の実施 使用済み小型家電リサイクル開始 「米子水鳥公園周辺」を環境美化推進区域」に指定 	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥取県環境教育等行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率8%に改正
平成27年度 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次米子市総合計画」策定 「米子がいいな創生総合戦略」策定 「第3次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 米子水鳥公園開園20周年記念事業を実施 市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業（第2回） 米子市クリーンセンター灰溶融設備の休止 	<ul style="list-style-type: none"> 第21回気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）開催、パリ協定採択 持続可能な開発のための2030アジェンダ採択（SDGsを含む） 「第8次鳥取県廃棄物処理計画」策定 「第6期中海に係る湖沼水質保全計画」策定 	
平成28年度 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 「米子市環境基本計画」中間見直し レジ袋削減推進に関する協定を締結 米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事着工（H28～H31） 米子市クリーンセンターの焼却灰のセメント原料化 境港市の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入 	<ul style="list-style-type: none"> 「第8期鳥取県分別収集促進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取中部地震 熊本地震
平成29年度 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 米子市クリーンセンターの長期包括的運営事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀に関する水俣条約」発効 アメリカ合衆国がパリ協定からの離脱を表明 	
平成30年度 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 機構改正に伴い、環境事業課をクリーン推進課に改組 伯耆国「大山開山1300年祭」の関連行事として、「第3回『山の日』記念全国大会in鳥取」を鳥取県、大山町と協力し開催 「米子市生活排水対策方針」策定 ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を配信開始 	<ul style="list-style-type: none"> 第五次環境基本計画の閣議決定 「鳥取県災害廃棄物処理計画」策定 「鳥取県星空保全条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道胆振東部地震 台風21号による災害
平成31年度 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 「米子市まちづくりビジョン」策定 「米子市災害廃棄物処理計画」策定 「米子市都市計画マスタープラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」策定 「鳥取県廃棄物処理計画」（鳥取県食品ロス削減推進計画）策定 「中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）」策定 「鳥取県生物多様性地域戦略」策定 「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率10%に改正 台風15号、19号による災害
令和2年度 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次米子市生活排水対策推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製買物袋の有料化を7月1日から全国一斉にスタート 	<ul style="list-style-type: none"> 東京オリンピック2020開催延期